

# 士師記

この書を士師記と稱するのは、イスラエルに王のできる前、人民を支配していた士師等の治世に起つた事の歴史が、これに記載してあるからである。本書の筆者は、一般の説に従えば、預言者サムエルであるという。

## 第一章

イスラエル人のカナアン人征服とその寛大。

ヨズエの死後、<sup>1)</sup> イスラエルの裔等主に訊ねて<sup>2)</sup> 云いけるは、「我等に先立ち上り行きてカナアン人を攻むべき者、この戦争に將となるべき者は誰ぞや。」と。主乃ち曰いけるは、「ユダこそ上り行くべけれ。視よ、我彼の手にその地を付せり。」と。時にユダその兄弟シメオンに云いけるは、「我と

第一章 リヨズエは幾度か出征して全地を征服し（書一十一二章）、各支族にその居住地を割當てた（書三一二二章）。しかし本當にその地を占め居を定めたのは、本書一節以下に明らかである如く、漸くヨズエの死後に至つてであつた。<sup>1)</sup> 主に伺いを立てるには、ウリムとトウミムを用いたらしい（出二八・三〇。民二七・二一参照）。<sup>2)</sup> ユダ、シメオン兩族の始祖は、母親が同じであつた（創二九・三三、三五）。更にシメオン族の領地はユダ族の領内にあつた。

共にわが領分に上り行きて、力ナアン人と戰え。さらば我も汝と  
共に汝の領分に行かん。」と。よりてシメオン彼と共に行きぬ。  
四 かくてユダ上り行きしが、主彼等の手に力ナアン人とフェレズ  
人とを付し給いたれば、彼等ベゼクにおいて一萬人を討<sup>ト</sup>てり。

五 しかしてベゼクにてアドニベゼクに會い、之と戰いて力ナアン  
人及びフェレズ人を擊破りぬ。大されどアドニベゼク逃れければ、  
彼等之を追いて捕え、その手足の指趾さきを切りしに、<sup>4)</sup>セアドニ  
ベゼク云いけるは、「七十人の王、曾て我にその手足の指趾さき  
を切られて、わが食卓の下に食<sup>シ</sup>物の残り屑<sup>くず</sup>を拾<sup>ひ</sup>いしが、<sup>5)</sup>天主は  
わが爲したる所<sup>ところ</sup>をさながらに、我に報<sup>たま</sup>い給<sup>は</sup>えり。」と。人々之を  
イエルサレムに引き行きしが、彼其處にて死せり。八それよりユ  
ダの裔等は、イエルサレムを圍<sup>かこ</sup>み攻めて之を取り、<sup>6)</sup>剣の刃もて  
撃<sup>う</sup>ち、全市に火を放ちぬ。九然る後彼等下り行きて、山地と南方

4) 拇指大趾を切り落す  
のは、他人を戰闘不能  
にするために、昔よく  
用いた手段。—5) 食卓  
の下でパンを捨<sup>す</sup>うのは  
犬である(瓊一五・二  
七)。人間がそうする  
のは、ただひどく困つ  
ている時だけ(路一六・  
二一)。—6) 彼らが取つ  
たのは少くとも同市  
下町方面であつた。シ  
オンの要塞を陥れるこ  
とににはいつも成功せず  
これはダヴィドの頃ま  
で依然カナアン人の掌  
中にあつた。

と平野とに住めるカナアン人と戦いたり。一〇即ちユダ進みて、ヘブロン  
 (その名は舊カリアト・アルベなりき)に住めるカナアン人を攻め、セ  
 ニサイ、アヒマン、及びトルマイを討ち、<sup>11</sup> 其處を去りて、その古の名  
 を、カリアト・セフェル、即ち文字の市<sup>12</sup>と云えるダビルの住民の許に  
 攻め寄せぬ。一一その時カレブ云いけるは、「我はカリアト・セフェルを  
 討ちて之を荒す者に、わが娘アクサを妻として與えん。」と。<sup>13</sup> 然るに  
 ケネズの子にしてカレブの弟なるオトエニエル<sup>14</sup> 之を取りしかば、そ  
 の娘アクサを彼に配偶として與えたり。一四さてアクサ旅に上らんとする  
 に當り、その良人之に勧めて、その父より烟を請わしめんとしたれば、  
 驢馬の上に坐しながら溜息を吐きてありしに、カレブ之に云いけるは、  
 「汝如何にかしたる。」と。一五之に答えて曰く、「我に祝福<sup>15</sup>を與え給え。」と。  
 卿は我に乾燥地を與え給いたれば、また水多き地をも與え給え。」と。  
 茲においてカレブ、上の水多き地と下の水多き地とを之に與えぬ。<sup>16</sup>

一六 一六さてモイゼの縁戚キニテの裔等は、棕櫚の市<sup>13)</sup>より、ユダの裔等と共にアラドの南にあるその領分の荒野に上り行きて、之と共に住めり。一七さてユダはその兄弟シメオンと同行して、共にセファートに住めるカナアン人<sup>ひとびと</sup>

を討ちて之<sup>これを</sup>を殺しけるが、その邑<sup>まち</sup>の名はホルマ、即ち呪咀<sup>よ</sup>と稱ばれたり。

一八ユダはまたガザとその境界内<sup>さかいうち</sup>及びアスカラロン、アッカラロンとそれぞれの境界内<sup>さかいうち</sup>をも取りぬ。一九主ユダと共に在しければ、彼、山地<sup>さんち</sup>を獲たれども谷の住民等をば滅ぼすこと能わざりき。是は彼等利鎌附<sup>とがまつ</sup>きの戰車<sup>14)</sup>を數多

有ちたりしに由りてなり。二〇人々モイゼの云いし如く、カレブにヘブロン

を與えしが、彼其處よりエナクの三子を滅ぼし去れり。<sup>15)</sup>二一されどベンヤ

ミンの裔等はイエルサレムに住めるイエブス人<sup>ひと</sup>を滅ぼさざりき。かくてイエブス人はベンヤミンの裔等と共にイエルサレムに住みて今日に至れり。

二二ヨゼフの一家<sup>16)</sup>も亦ベテルに上りけるが、主彼等<sup>ひととも</sup>と共に在しき。二三即ち

彼等舊ルザと稱ばれたるその邑を圍みおりし時、二四市街より一人の人の出

<sup>13)</sup>イエリコ。  
申三四・三。  
代下二八・一  
五参照。

<sup>14)</sup>鐵の戰車、  
すなわち鐵の  
武器の付いて  
いるもの(書  
一一・四・六、  
九・一七・一  
六等参照)。

<sup>15)</sup>民一四・二  
四。書一五・  
一四。一六。す  
なわちエフラ  
イム族とマナ  
ツセの西方の  
半族。

で来るを見て、之に云ひけるは、「我等に市の入口を示せ、さらば我等汝に憐

恨をかけん。」と。<sup>(17)</sup> その人彼等に示すや、彼等劍の刃もて邑を擊ちぬ。され

ど彼及びその親戚一同は之を釋し去らしめたり。<sup>(18)</sup> その人は釋されてヘト人の

地に行き、其處に市を建てて之をルザと稱びしが、そは今日に至るまで然稱せ

られたり。<sup>(19)</sup> マナッセもまた、ベトサン、タナク及びこれらに屬ける村々、ド

ル、イエブライム、マゲッド及びこれらの村々の住民をば滅ぼさりき。かく

て力ナアン人この時より彼等と共に住むに至りしが、<sup>(20)</sup> イスラエル強大となり

て後は、彼等をして貢を納めしめたれど、<sup>(21)</sup> 之を滅ぼさんとはせざりき。<sup>(22)</sup> また

たエフライムも、ガゼルに住みおりしカナアン人を殺さずして、之と共に住め

り。<sup>(23)</sup> ザブロンもケトロン及びナーロルの住民を滅ぼさりき。さればカナア

ン人彼等の中に住みて、之に貢を納むる者となれり。<sup>(24)</sup> アセルもまた、アッコ、

シドン、アハラブ、アカジブ、ヘルバ、アフェク、ロホブの住民を滅ぼさり

き、<sup>(25)</sup> 即ちその地の住民たるカナアン人の中に住みて、彼等を殺さりしなり。

から納貢した

か記し

てない

いすれ

にして

も士師

の時代

がたつ

につれ

て次第

にそう

なつた

のである

にそうち

三三 ネフタリもまた、ペトサメス及びベタナトの住民を滅ぼさずして、その  
地の住民たる力ナアン人の中に住みぬ。しかしてペトサメスの人々並びに  
ベタナトの人々は、彼に貢を納むる者となれり。三四 されどアモル人はダン  
の裔等を山に閉じ込め、平野に下る隙を之に與えず、三五 ハレス山、譯せば  
破片山、及びアヤロン、サレビムに住いたりしが、ヨゼフの家の手、重壓  
を加えしかば、之に貢を納むる者となりぬ。三六さてアモル人の境界内は、  
蝎坂さそりざか<sup>18)</sup>より岩の町いわまち<sup>19)</sup>を経て、なお上に及べり。

第二章

御使イスラエル人を譴責す—彼等己が罪を呂く—ヨズエの死後屢々罪に陥る。

一  
一茲に主の使つかい<sup>1)</sup>ガルガラ2)より動哭なげきの處ところ<sup>3)</sup>に上り來りて云ひけるは、「我曾われかつ」  
て汝等なんじらをエジプトより携たずさえ出し、わが汝等なんじらの父祖ふそに誓ちかいたる地に導みちびき入れ  
且かつ、約しけらく、「我われは汝等なんじらに對たいするわが契約けいやくを、永遠とわに徒あだならしめじ、  
但ただしその然するは、汝等なんじらがこの地の住民ちみんと盟約ちかいを結むすばすして、彼等かれらの祭さ

壇を覆す場合においてのみ」と。<sup>4)</sup> 然るに汝等はわが聲を聽かんとはせざりき。汝等何の故にかく爲したる。

三 さればこそ、我は汝等に敵あらしめ、その神々をして

汝等の滅亡たらしめんとて、汝等の面前より彼等を

滅ぼすことを欲せざりしなれ。」<sup>4)</sup>さて主の使是等の言

をイスラエルの裔等一同に告ぐるや、彼等聲を擧げて

泣けり。<sup>5)</sup>是の故にその處の名は、鬱哭、或は涙の處

と稱ばれたり。それより彼等そこにおいて、犠牲を屠

り、主に獻げぬ。<sup>6)</sup>茲においてヨズエ民を去らしめし

かば、イスラエルの裔等各々その領地に行きて之を占

めたり。<sup>6)</sup>せかくて彼等は、彼が存命の間、及び彼の後

久しく生きおりて、主のイスラエルの爲に行い給いし

すべて御業を知れる長老等<sup>7)</sup>が存命の間、常に主に事

る御使。創一六・七以下、二二・一  
一等参照。<sup>1)</sup> <sup>2)</sup>ヘブレオ人がヨルダ  
ン渡河後の、最初の宿營地。書四・  
一九参照。<sup>1)</sup> <sup>3)</sup>ボキム。下記の事件  
によつてかく稱せらる。第五節参照。  
<sup>4)</sup>御使はヘブレオ人に、その天主と  
の契約の必要不可缺の條件に不忠實  
であつたことを責める。出二三・三  
二以下、出三四・一三以下参照。

<sup>5)</sup>聖櫃はシロにあつたから、これは  
異例の供犠。<sup>1)</sup> <sup>6)</sup>書二四・二八。  
の長老達は東方の地一帯にあつた。  
ファラオの許にも(創五〇・七)、モ  
アブやマデイアンにも(民二二・七)  
ガバオンにも(書九・一一)。またイ  
スラエルにも出エジプト前既に長老  
といらものがあつた(出三・一六。一  
七・五)。列王時代にはダヴィド家の

え奉れり。八さて主の下僕なるヌンの子ヨズエ、百十歳にして逝きしかば、<sup>九</sup>人々之をエフライムの山地、ガース山の北側、その領地の境界にある

タムナトサレに葬りたり。<sup>一〇</sup>さるほどにその時代の人々、皆その父祖の許に集められ、<sup>一</sup>主をも、そのイスラエルの爲に行い給いし御業をも知らざる他の人々起りぬ。<sup>二</sup>さればイスラエルの高等、<sup>三</sup>主の御眼前に惡をなして、バール<sup>10)</sup>に事え、<sup>二</sup>その父祖の天主にして、彼等をエジプトの地より導き出し給える主を棄て、他の神々、即ち彼等の周圍に住める民の神々に従いて之を禮拜せり。即ち彼等が主の御震怒を招きしは、<sup>三</sup>主を棄て、バール<sup>11)</sup>及びアスター<sup>12)</sup>に事へしに由るなり。<sup>一四</sup>主

長老等についての記述があり(母下一一)、一七)、また、ロボアムの話の中にもそれが出てくる(王上一二・八)。長老とは年齢によらず、分別あり高徳の人々であつた。一<sup>八</sup>書二四・二九。一<sup>九</sup>彼らの靈魂が父祖の許に行つた、すなわち彼らが死んだ。<sup>一〇</sup>異國の神々バール及びアスター<sup>10)</sup>バール(主)はカナアン人の間ににおける神に對する普通名詞である。各處にそれぞれ違う神があつたから、多くのバールがあつたわけである。それらは皆根本の性質によれば日の神であつて生命とみのりを授ける者と思われていたらしい。その宮には「日の柱」を建てたものである。<sup>一<sub>12</sub></sup>アスター<sup>12)</sup>アスター<sup>12)</sup>は男神のバールに對する女神で、バールにいろいろあつたように、アスター<sup>12)</sup>にもさまざまあつた。月の神で、やはりみのりを與え

乃ちイスラエルに對して怒り、之を掠奪者の手に付し給いけ  
れば、彼等之を捉えて、周圍に住めるその敵に賣りしが彼等  
その敵に抗すること能わず、一五また何處に行かんとするも、  
曾て主の告げて彼等に誓い給いし如く、<sup>(13)</sup> 主の御手、之に臨  
みたれば、彼等太く惱まされたり。一六やがて主、士師<sup>(14)</sup> を起  
し給うや、彼等之を虐ぐる者の手より救い出しぬ。然るに彼  
等之にも聽くことを好まず、一七私に他の神々と通じて、<sup>(15)</sup> 之  
を禮拜せり。彼等はその父祖の歩みたりし道を速かに棄て去  
りて、主の御誠命を聞きながら、萬反對に行いしなり。<sup>(16)</sup>

一八さて主士師<sup>(17)</sup> を起し給うや、彼等が存命の間は、憐憫<sup>(18)</sup> を催し  
給い、惱める者の呻吟<sup>(19)</sup> を聞きて、之を迫害者の虐殺<sup>(20)</sup> より救い  
給えり。一九されど士師逝きて後は、彼等また舊の如くなりて  
その父祖が行いしよりも遙かに悪しき事を爲し、他の神々に

且子を授ける。この女神の  
ためには丘の上や、こんもり繁つた樹の下に、上部が  
女神像になつてゐる木の柱  
を立てた。<sup>(13)</sup> 申二九・一  
参照。<sup>(14)</sup> 天主に選まれた  
指導者を士師と稱した。そ  
れは裁いたり判決を下した  
りするのを第一の任務とし  
てゐるからでなく、敵の手  
から民を救い出して、正當  
の権を擁護すべき者である  
からであつた(本三・九、一  
五。母上二四・一六参照)。  
<sup>(15)</sup> 舊約聖書中に度々出てくるイスラエル人の偶像禮拜  
をさす云い方。出三四・一  
五以下参照。<sup>(16)</sup> 利一七・七

従<sup>したが</sup>いて之<sup>これ</sup>に事<sup>つ</sup>へ之<sup>これ</sup>を禮拜<sup>れいぱい</sup>したり。しかして己<sup>おの</sup>が志<sup>こころざ</sup>したる事をやめ  
 二〇  
 ず、その歩<sup>あゆ</sup>み慣<sup>な</sup>れし頑固<sup>かたくな</sup>なる道<sup>みち</sup>を去<sup>さ</sup>らざりき。二〇茲<sup>こ</sup>に至<sup>いた</sup>りてイス  
 ラエルに對<sup>たい</sup>して主<sup>じゅ</sup>の御震怒<sup>おんいかり</sup>火<sup>ひ</sup>と燃<sup>も</sup>え、曰<sup>のたま</sup>いけるは、「この國民<sup>くにたみ</sup>  
 わがその父祖<sup>ふそ</sup>と結<sup>むす</sup>びたる契約<sup>けいやく</sup>を破<sup>やぶ</sup>り、わが聲<sup>こゑ</sup>に聽<sup>き</sup>從<sup>したが</sup>うことを輕<sup>かる</sup>  
 んじたれば、二〇我<sup>われ</sup>もまた、ヨズエが遺<sup>のこ</sup>して死<sup>し</sup>にし國々<sup>くにぐ</sup>の民<sup>たみ</sup>を滅<sup>ほ</sup>ぼ  
 二二  
 さじ、二〇そは之<sup>これ</sup>によりて、イスラエルがその父祖<sup>ふそ</sup>の守<sup>まも</sup>りし如く、  
 二三  
 主<sup>しゅ</sup>の道<sup>みち</sup>を守<sup>まも</sup>りて之<sup>これ</sup>を歩<sup>あゆ</sup>むや否<sup>いな</sup>やを、試<sup>こう</sup>みん爲<sup>ため</sup>なり。」と。<sup>17)</sup> 二三され  
 ばこそ主<sup>しゅ</sup>はその國々<sup>くにぐ</sup>の民<sup>たみ</sup>を遺<sup>のこ</sup>しあきて、速<sup>すみ</sup>かに滅<sup>ほ</sup>ぼすを欲<sup>と</sup>ます、  
 ヨズエの手<sup>て</sup>に付<sup>わた</sup>し給<sup>たま</sup>わざりしなれ。

### 第 三 章

イスラエルの民、最初の士師オトニエルにメソポタミア人の手より、後士師アオ  
 ドにモアブ人の手より、更にサムガルにファリスト人の手より救わる。

一一  
 一 主<sup>しゅ</sup>が遺<sup>のこ</sup>しあき給<sup>たま</sup>える國民<sup>くにたみ</sup>は次の如し、主<sup>じゅ</sup>之<sup>これ</sup>によりて、イスラエル、即<sup>すなは</sup>ちカナアン人の

<sup>17)</sup> 天主がカナアン人を一時にイスラエル人の手にお渡しにならないのには、いろいろな目的がある。(一) その地を漸次占領させる。(二) イスラエル人が天主の命を守るに忠實か否かを試みる。(三) イスラエルの民を改心させるよう懲らしめる

戰爭たかひを知らざる總べての者ものに教え、以て後にその裔等こらをして、敵と戰うこと、軍事訓練ぐんじくんれんを行ふことを、學ばしめんとし給いしなり。三 フイリスト人の五人の長、すべてのカナアン人、シドン人及びリバノン山中に住みてバール・ヘルモン山よりエマトの入口にまで及べるヘヴ人。四 即ち主がこれらを遺し給いしは、彼等によりてイスラエルが、モイゼの手によりて主のその父祖おやぢに命じ給える御誠命おんいましめを聽くや否やを、試みんが爲なりき。五 然るにイスラエルの裔等は、カナアン人、ヘト人、アモル人、フェレズ人、ヘヴ人、イエブス人の中に住み、六 彼等の娘むすめを娶りて、己おのが娘むすめを彼等の息子に與え、また彼等の神々に事えたり。七 かくの如く彼等は主の御眼前に惡あくを行ひ、己おのが天主てんしゆを忘れて、バール及びアスターに事へぬ。八 茲こゝにおいて主イスラエルに對して怒り、之これをメソポタミアの王クサン・ラサタイムおうの手に付し給いければ、彼等八年の間あいだ之つかに仕えたり。九 終に彼等主に叫びしかば、<sup>3)</sup> 主その爲に救濟者すくいを起し、彼等を救い給いぬ。ケネズの子

## 第三章

1) 天

主はかかる異宗婚を禁じ給うた。殊に偶像禮拜に奔る懼れがあるの

で、十一申七・

三。

二重

の惡意ある黒人」の義。イ

スラエル人が彼につけた綽名であるう。スラエル人の名であるう。

3) エジプトの

壓制を受けて

いた時の如く

にしてカレブの弟なるオトニエル、即ち是なり。一。主の靈之が裏に宿りたれば、彼イスラエルを裁判<sup>きば</sup>、戰爭<sup>たま</sup>に出征<sup>いでの</sup>きしに、主、シリヤの王クサソ。二、ラサタイムをその手に付し給<sup>たま</sup>いしかば、彼之を擊破<sup>うちやぶ</sup>れり。二、かくて國の平和なること四十年、ケネズの子オトニエル逝<sup>ひ</sup>きぬ。二、然るにイスラエルの裔等、また主の御眼前に惡を行ひしにより、主モアブの王エグロンを強くして彼等に當らしめ給<sup>たま</sup>えり、是、彼等が御眼前に惡を行いたればなり。

三、彼即ちアンモンとアマレクとの裔等を糾合<sup>きあう</sup>し、行きてイスラエルを討ち棕櫚<sup>じゅうらう</sup>の邑<sup>まち</sup>を占領<sup>せんりょう</sup>せり。一、よりてイスラエルの裔等十八年の間<sup>ねん</sup>モアブの王エグロンに仕えたり。一、されど後に至りて彼等主に叫びけるに、主之が爲にイエミニの子なるゲラの子にして名をアオドと稱ぶ救濟者<sup>すくいで</sup>を起し給いぬ、之は双手共に右手の如く利きたりき。さてイスラエルの裔等は彼を通じてモアブの王エグロンに禮物<sup>れもつ</sup>を贈れり。一、即ちアオド自ら中央に手の掌<sup>ひら</sup>の長さの束ある兩刃<sup>りょうぎん</sup>の劍を造りて、之を衣服<sup>きぬ</sup>の下、右腿<sup>みぎも</sup>の邊に佩び、

(4) イエリコはヨズエに滅ぼされた(書六・二六)。しかしその内にイスラエル人がそこに定住した(王上一、六)。

三四 參照)。

(5) 故にアオドはその同族の他の戰士の如く兩手利きであつた。

の使者達は長い衣服を着ていた。

モアブの王エグロンに禮物を獻げたり。因にエグロンは甚だ肥満せり。一八さて、彼、王に禮物を獻げたる後、己と共に來れる仲間の人々を從えて去りしが、一九偶像ぐうぞうのあるガルガラより引返し來りて、王に云いけるは、「ああ王よ、我卿に密に申すべき事あり。」と。よりて王靜肅じゆせいじゆくを命じ、その周圍にありし者共皆出で去るや、二〇アオド、王の許に入り行きしに、王は獨り夏の間なつまつに坐したり。彼乃ち「我卿にて天主の御言を告げん」と云いしかば、王直ちに座を立ちしに、二一アオド左手を伸べて己が右腿より短剣を執り、之をその腹に刺しけるが、三二力まかせなりければ、刃諸共束なんさんまでも傷口きずに入りて、豊かなる脂肉に埋まりたり。されば剣つるぎを抜き出さずして、刺したるまま、體内に遺しあきけるが、忽ち腹中の汚物、本具の祕處ひくしょくより迸り出でぬ。三三茲においてアオド、慎重に部屋の戸を閉じ、錠を下して、<sup>10</sup>二四後の口より出で去れり。<sup>11</sup>やがて下僕等來りて部屋の戸の閉鎖されたるを見、

<sup>7)</sup>神々の石像。  
<sup>8)</sup>人ばらい。

<sup>9)</sup>家の上部にある戸口の二つある部屋であつた。

<sup>10)</sup>この戸は鍵を用いず、締めることができるが鍵なしには開かぬのである。——<sup>11)</sup>アオドは天主にイスラエルの救濟者として選まれた者であるが(一五節)、聖書にはこのエグロンの暗殺が天主の命によつて行われたとは記してない。

云ひけるは、「恐らくは王夏の間にて糞し居給うならん。」と。<sup>二五</sup>か

くて彼等恥を覺ゆるまで<sup>12)</sup>久しく待ちおりしが、開く者なきを見、鍵

を取りて開き見たるに、その主君死して地に臥せり。<sup>二六</sup>さてアオドは彼等がうろたえ騒げる間に、遁れて、己が先に引返したりし偶像のあ

る處を過ぎ、セイラトに到り、モ直にエフライムの山<sup>13)</sup>にて喇叭を鳴

らしければ、イスラエルの裔等彼と共に下り行きしが、彼はその先頭に立ち歩めり。<sup>二八</sup>しかして彼等に云ひけるは、「我に従え、蓋し主は我等の敵なるモアブ人を、我等の手に付し給えり。」と。よりて彼等

その後につきて下り行き、モアブに至るヨルダンの徒涉場を占領して

何人にも渡ることを容さざりき。<sup>二九</sup>かくて彼等その時モアブ人約一萬

を討ち取りしが、そはすべて剛く毅き男なりき。その中逃れ得たる者

一人もなし。<sup>三〇</sup>茲においてモアブはその日イスラエルの手の下に屈服

し、國は八十年の間平和なりき。<sup>三一</sup>その後アナトの子サムガル出でて

<sup>12)</sup>「甚だ久しく」という意味のヘブレオ語の云い方。

<sup>13)</sup>エフライム山の南部は、アオドの

属するベンヤミン族の領内にあつた

<sup>14)</sup>フイリスト人が急襲して來た時、

サムガルは鋤を使つていたらしい。

彼は牛を追うのに

使う、金屬製の棘のついた杖を即座

に武器として用いたのである。

フイリスト人六百人を鋤の頭ひき<sup>14)</sup>もて打ち殺せり。彼かれもまたイスラエルを護りたり。

## 第四章

デボラ及びバラク、イスラエルをヤビン及びシサラより救う一  
ヤヘル、シサラを殺す。

二 アオドの死後、イスラエルの裔等こらまたもや主の御眼前みまえ  
に惡あくを行いたれば、<sup>ニ</sup>主之しゅこのアソルにて政治まつりごとを執れる力  
ナアン人の王ヤビンの手てに付し給たまいぬ。<sup>かれ</sup>彼にシサラとい  
うその軍將ぐんじょうあり、是は異邦人いほうじんのハロセト<sup>1)</sup>に住めり。<sup>2)</sup>  
三 茲そにイスラエルの裔等こら、主に叫さけべり、蓋は彼、利鎌附とがまつ  
きの戰車せんしゃ<sup>3)</sup>九百を有して、二十年の間彼等あいだかれらを太く虐いたたけた  
ればなり。<sup>4)</sup>ラビドトの妻つまにデボラという女預言者おんなよげんしゃあり  
その頃民こうみんを裁さばきおれり。<sup>5)</sup>即ち彼女エフライムの山地さんち  
ラマとベテルとの間にある、己おのが名なを以て稱よばる棕櫚しゆろ

策四章 ①ガリレア。しかしキリストの時代の境界とは違つていた  
2)母上一二・九。——本一・一九  
及びその註参照。——④デボラは豫言の能力を恵まれていたので女預言者と稱せられている。出一五・  
二〇のミリアム、王下二二・一四のフルダの如し。この天賦の能力  
ゆえに彼女は民を裁き、下級裁判で解決できない係争に判決を下す  
ことができた。

樹の下に坐しおれば、イスラエルの裔等その許に上り來りて萬裁決を仰げり。彼女人を遣して、ネフタリのケデスよりアビノエムの子バラクを招き、之に云いけるは、「主イスラエルの天主は汝に命じ給いぬ、行きて軍勢を率い、タボル山<sup>6)</sup>に至れ。ネフタリの裔等、及びザブロンの裔等の中より軍人一萬を従え行くべし。」と。さて、我はヤビンの軍將シサラ並びにその戦車と全軍とを、キソン川の邊において汝の許に導き、之を汝の手に付さん。」と。バラク乃ち之に云いけるは、「汝もし我と共に來らば、我行かん。汝もし我と共に來るを欲せすば、我行かじ。」と。彼女之に云いけるは、「我、誠に汝と共に行かん。されどこの度は勝利汝に歸せざるべし。シサラは女の手に付さるべければなり。」と。茲において、デボラ、起ちてバラクと共にケデスに赴けり。○バラク、ザブロンとネフタリとを已が許に召し、軍人一萬を率い、デボラを伴いて上りぬ。ニ然るにキニ人ハベル、暫く前にモイゼの親戚ホバブの裔なるその兄弟他のキニ人等を離

5)さばくため  
に。—6)タボル山はイエズラエル平野の北東端に殆ど全く孤立している高さ三百メートルに及ぶ、尖端を切落した円錐のような石灰岩の山である。  
7)この兩族は特に虐げられていた。

れ、名をセンニムと稱ばれてケデスの附近にある谷の所までその天幕を張

一三 り居たりしが、二ニアビノエムの子バラクがタボル山に上れる旨シサラに告

一四 げられたれば、二三彼、その利鎌附の戦車九百と全軍とを、異邦人のハロセ

一五 トよりキソン川に集めたり。二四時にデボラ、バラクに云いけるは、「起て、

一六 蓋し、是ぞ主が汝の手にシサラを付し給いし目なる。視よ、主御自ら汝の

一七 將たり給う。」と。よりてバラク、及び之に従う軍人一萬、タボル山より

一八 下り行けり。一五主乃ち、シサラとその總べての戦車、並びにその全軍をし

一九 て、バラクを見るや、剣の刃を太く恐れしめ給いければ、シサラ戦車より

二〇 跳び下り、徒步にて逃げ去りぬ。<sup>8)</sup> 一六バラク、逃ぐる戦車と軍勢とを追い

二一 て、異邦人のハロセトに至りしが、敵の大軍悉く殲れて全滅したり。

二二 さてシサラは、逃れてキニ人<sup>9)</sup>ハベルの妻なるヤヘルの天幕に到れり、

二三 其はアソルの王ヤビンと、キニ人ハベルの家とは、仲睦ましかりしを以て

二四 なり。一八その時ヤヘル、出でてシサラを迎え、之に云いけるは、「わが許

8) 詩八二・一  
○。一九彼ら

は牧者で家畜の群をつれ遊

牧していた。

10) ヤヘルは命を落したくな

いと思えば、

武器をもち捨

鉢になつてい

る男を招じ入

れるより仕方

がなかつたで

あるう。

一九  
に入り給え、わが主君よ、入り給え、恐れ給うなかれ。」と。彼その天幕に入りて、彼女に上衣もて覆われしが、一九之に云いけるは、「乞う、我に少量の水を與えよ、我甚だ渴きたればなり。」と。彼女乳の革囊を開き、彼に與えて飲ましめ、また之を覆いぬ。

二〇  
シサラ更に彼女に云いけるは、「天幕の門口の前に立ち居よ、しかしてもし何人か來り、ク誰か此處に在りや。」と云いて、汝に問うあらば、「在らず。」と答うべし。」

二一  
と。二然るにハベルの妻ヤヘル、天幕の釘を取り、また鎌をも持ちて窓かに音もなく入り行き、彼が頭の顎頬の所に釘を當て、鎌もて打ち込み、脳を貫き、地にまで刺し通したれば、彼、熟睡のまま死して、絶え入り亡せぬ。三折しも見よ、バラク、シサラを追いて來りしかば、ヤヘル出でて之を迎え、彼に云いけるは、「來り給え、我卿の探索ねる人を卿に示さん。」と。彼乃ち彼女の許に入りて見しに、シサラ死して倒れ伏し、その顎頬の所には釘打込まれたり。三かく天主はその日カナアンの王ヤビンを、イスラエルの裔等の前に屈服せしめ給いぬ。四かくて彼等は、日増に強くなり行き、力ある手もて力ナアンの王ヤビンを壓迫し、終に之を滅ぼすに至れり。

## 第五章

戰勝の後デボラとバラクとが歌いし歌。

一その日ひテボラ1)と、アビノエムの子こバラクと、歌うたい  
て曰いわく、<sup>2)</sup>二「イスラエルの中うち、自みずから進すすみて己おのが生命いのち  
を獻ささげ、危險あやうきに當あたりし者もの共ともよ、主しゅを祝しゆくし奉まつれ。<sup>3)</sup>三諸しよ諸しよ  
王おうよ、聽きけ、諸侯しょこうよ、耳みみを傾かたむけよ。我われこそは、我われこ  
そは主しゅに歌うたわめ、主しゅイスラエルの天主てんしゅに讃歌たよえうたせめ。<sup>4)</sup>  
四主しゅよ、汝なんじセイルより出いでて、エドムの邊ほざきを過ぎたま給たま  
いし時とき、地ぢは震動うごきき、天てんと雲くもとは水みずを滴しだらせたり。<sup>5)</sup>  
五山やま々は主しゅの御顔みおほの前に熔ながけて流れ、シナイもまた  
主しゅイスラエルの天主てんしゅの御顔みおほの前に然まなりにき。<sup>6)</sup>六ア  
ナトの子こサムガルの頃ころ、ヤヘルの頃ころには、徑じみちは寂靜しづか  
なりき。之これを通とおるべき人々は傍道わきみちを歩あるみぬ。<sup>4)</sup>セイス

第五章 ①) デボラがバラクの伴奏で歌を唱つた。—②) デボラはヤヘルのしたことを稱讃するのでなく、たゞ天主の選民が救われ、自分の敵が恥すべき戦敗を蒙つたことを祝い、ヤヘルがイスラエルをその壓制者から救つたので、かの女を祝するのである。—③) 主のシンアイ山上雷電中の御出現は、東方のセイルから雷雲が起り、主はその中に在して、西方からシンアイ山に進み来る御民に向かつて來られたように描いてある。—④) 道、殊に聖所に至る道が遮断されたのは甚だしい不幸であつた。

ラエルには豪き者跡を絶ちしままなりしが、終にデボラ起れり、イスラエルに母起れり。<sup>5)</sup> 八主新なる戦争を選び、御自ら敵の門を覆し給いぬ。イスラエル四萬人<sup>6)</sup> の中に、楯と槍との見えしことありしや。九わが心はイスラエルの長等を愛す。自ら望みて身を献げ、危険に當りし者共よ・主を祝し奉れ。一〇艷やかなる白き驢馬に乗る者、<sup>7)</sup> 裁判の廷に坐する者、及び道歩む者よ。語れかし。二戰車を擋坐せしめたる所、敵軍の咽喉を扼せし所、其處においてこそ、主の正義と、イスラエルの勇士に對する寛仁とをば語り傳うべけれ。その時主の民は門<sup>8)</sup> に下り行きて、主權を得たり。一三起てよ、起てよ、デボラ、起てよ、起てよ、しかして歌を歌え。起てよ、バラク、しかして汝の俘虜を捕えよ、アビノエムの子。一三民の殘餘は救われたり、主は勇士の中に伍して戦い給いぬ。一四エフライムより出でし者、アマレクにて彼等<sup>10)</sup> を滅ぼし、彼の後ベンヤミンより出でし者

<sup>5)</sup> デボラは民に對して母のよくな氣持を示した。一〇) 不定數の代りに四萬という定數が記してある。これだけの戦士があつたら、イスラエルを解放するに十分であつたろうが、皆依然として働かなかつた。一〇) 白き驢馬は貴人の乗用。一八) 國が鎮まつて、誰でも自由に道が通れるようになつた。一九) 曾て敵の手にあつた門<sup>10)</sup> カナアン人。

汝の民に勝てり、ああアマレクよ。マキル<sup>11)</sup>よりは長等下り、ザブ  
ロンよりは軍を率いて戦争に臨む者到りぬ。一五 イツサカルの首長た  
ちはデボラと共に在り、バラクの足跡に従いぬ、彼は逆様に奈落に

落ち行く如く、身を危険に投じたり。ルベンは仲間割れして<sup>12)</sup>勇士等の間に争鬭起れり。一六 何故汝は二つの境界の間に住まりて、羊の群の啼聲を聽かんとするぞ。<sup>13)</sup> ルベンは仲間割れして、勇士等の間に争鬭起れり。一七 ガラードはヨルダンの彼岸に憩い、ダンは船に専念したり。アセルは海邊に住みて、港に留まりぬ。一八 されどザブロ

ンとネフタリとは、メロメ<sup>14)</sup>の邊にて一死その生命を賭したり。  
一九 諸々の王は來り戰いぬ、カナアンの王等はタナクにおいて、マゲ  
ツドの水の邊にて戰いしが、しかも一として歎獲品を得ざりき。

二十 天より彼等と戰いしものあり、諸々の星辰、その秩序と軌道とを  
守りて、シサラと戰いたり。<sup>15)</sup> 二キソンの激流、彼等の屍を流し去

(創五〇・一一)を、  
ヨルダンの此方の半族に代用。一<sup>12)</sup>ルベ

ン族は仲間割れして戰闘に參加しなかつたので非難される。

13) 汝は何故急遽味方の救援に赴かんため自領の境界を越えず己の羊群のことのみ思つてゐるのか。

14) タボル山の麓にある。一<sup>15)</sup>バラクは本七・一九のゲデオンのよう、敵陣を夜襲したのである。

りぬ、力ドウミムの激流、キソンの激流。わが靈魂よ、力ある者を蹂躪れ。

三馬の蹄は逃走る激しさに外れ、敵の豪者等逆様に落ちたり。三三汝等スロズの地を呪え<sup>(16)</sup>と主の使は云いぬ、『その住民を呪え。彼等は來りて主を助

けず、その勇士等を助けざりければなり。』三四女の中にて、キニ人ハベルの妻ヤヘルは祝せられよかし、その天幕の中にて祝せられよかし。三五彼水を請いしに、彼女は乳を與えたり、王侯の盤に牛酪を盛りて献げたり。三六彼女は左手を

釘に、右手を鍛治の鎌にかけ、頭に傷つくべき處を索めて、シサラを擊ち、その顎頬を力まかせに刺し貫けり。三七彼は彼女の足許に倒れ、絶え入りて死せり

その足の前に轉び、息絶えて慘しく臥せり。三八彼の母窓より望みて叫び、部屋より云いけるは、『如何なれば彼の戦車は歸り来ることかく遅き。何故に彼の

四頭立ての馬の歩みはかく緩やかなる。』三九彼の殘餘の妻等より賢き者、姑に答えてかく言えり、『○蓋し今頃は彼戰利品を分ちあるにやあらん、婦女の

中のいとめでたき者、彼が爲に精選られたらん。色とりどりの衣服、獲物とし

<sup>(16)</sup>メロズを呪う理由は不明多分その住民が戰闘参加を拒んだのである。

てシサラに與えられ、頸<sup>くび</sup>を飾<sup>かさ</sup>る種々の具、山の如く

三一

に積まれん。主<sup>ミ</sup>よ、汝の敵は皆かくの如く滅<sup>ぼろ</sup>びよ  
かし。されど汝<sup>なんじ</sup>を愛<sup>あい</sup>する者は、日がその昇る時に輝<sup>ときかざ</sup>  
く如<sup>ごと</sup><sup>17)</sup>輝<sup>かざ</sup>けよかし。』<sup>ミ</sup>かくて、國<sup>くに</sup>は四十年の

三二

間安らかなりき。

## 第六章

民その罪の爲にマディアン人に虐げらる一ヶデオン之を救わん爲に召さる。

イスラエルの裔等、また主の御眼前に惡を行<sup>おこな</sup>いし  
を以て、主<sup>ミ</sup>之を七年の間マディアン人<sup>びと</sup>の手に付し  
給<sup>たま</sup>いしかば、<sup>2)</sup>彼等之より太く虐<sup>しいた</sup>げられぬ。茲にお  
いて、彼等已が爲<sup>ため</sup>山中に窟<sup>いわや</sup>と洞穴<sup>3)</sup>と造り、また  
堅固なる處を造りて抵抗<sup>さから</sup>わんとせり。然るにイス  
ラエル播種を終うるや、マディアン人、アマレク

<sup>17)</sup>日の出は明るい將來に對する適當な  
象り。

第六章 ①)マディアン人はアブラハム  
からケトウラを經て分れた。イスマエ  
ル人ともよばれ、モアブ人の同盟者。  
②)出二・一五。書一三・二一。

③)パレスチナの石灰岩の山々は自然の  
洞窟に富み、これは屢々隠れ場に利用  
された。

人、<sup>4)</sup> 及び他の東方の國民上り來りて、四彼等の許に天幕を張り、草と

なりたるばかりのものを悉く荒して、ガザの入口にまで及び、凡そ生命を保つに必要な物は何一つ遺さず、羊も、牛も、驢馬も遺さざりき。<sup>5)</sup>

蓋し、その人々は己が家畜と天幕とを携え來り、蝗の如く<sup>5)</sup> 全地に満ち、無數の人と駱駝との群、觸るるほどの物を悉く荒らしたる

なり。<sup>6)</sup> かくイスラエルは、マディアン人の眼前に太く恥辱を受けしかば、<sup>7)</sup> 主に叫びて、マディアン人を禦ぐ祐助を願いぬ。<sup>8)</sup> 然にあって主彼等に一人の預言者を遣し給いしが、<sup>9)</sup> 彼云いけるは、「主イスラエルの天主はかく曰う、『我、汝等をしてエジプトより上らしめ、汝等を奴隸の家より導き出し、<sup>10)</sup> エジプト人の手、及び汝等を窘しめし總べての敵の手より救い、汝等の入るに當りてや、之を追い拂い、以てその地を汝等に與えたり。』我また云いぬ、『我は主汝等の天主なり。汝等の地に住むと雖も、アモル人の神々を恐るるなかれ。』と。

四  
五  
六  
七  
八  
九  
一〇

<sup>4)</sup> アマレク人は聖地の南方に、エジプト及びシナイ半島に至るまでの地域に住んでいたが聖地の内部にもいた(本一二・一五)。數から云つても荒らし方から云つても荒らし方から云つても。<sup>10)</sup> 主は助け給う前に、それが天主の御懲らしめであつたことを悟らせ、且心底から悔悛の決意をさせよう、一預言者に民の罪を責めさせ給う。

されど汝等はわが聲を聽くことを欲せざりき。」二時に主の使來り、エフラに在りて、エズリ家の父ヨアスの有なる槲の木の下に坐せり。その子ゲデオン、マディアン人を避けんとて、搾場の中にて麥を打ち清め居たる折しも、<sup>8)</sup>主の使之に現れて云いけるは、「主汝と共に在す、人々の中最も雄々しき者よ。」と。ニゲデオン乃ち之に云いけるは、「願わくは、わが主君よ、主もし我等と共に在さば、何の故にかこれら的事すべて我等の上に臨みたる。」我等の父祖が、<sup>9)</sup>主我等をエジプトより導き出し給いぬ。」と云いて、我等に語りたりしその奇蹟、何處にかかる。却つて今や主は我等を棄てて、マディアン人の手に付し給いたり。」と。<sup>10)</sup>その時主彼を顧みて曰いけるは、「この汝の力を以て行き、汝イ

ラエルをマディアン人の手より救い出すべし。知れ、我この主の使は、本章の一四、一六、二三各節には單に主(ヤーヴエ)とよばれてゐる。さればこれは天主御自身の御出現をさしてゐるのである。<sup>11)</sup>打禾場は普通部落の前のどこからでも見える廣場にあるが、ゲデオンは敵を恐れて、ほかの所で打禾していた。すなわち意外の場所なる搾り場で麥を打つていたのである。搾り場は岩の床を掘り窪めて槽のようとしたもので、通常葡萄畠の中についた。の疑いでなく、謙遜に説明を願うのである。

一五

そ汝を遣すなれ。」と。<sup>10)</sup> 一五彼は答えて云いぬ、「願わくは  
わが主よ、<sup>11)</sup> 我何を以て、イスラエルを救うべきや。視給  
え、わが家はマナッセの中にて最も卑しく、我はわが父の  
家にて最も小さき者なるを。」と。<sup>12)</sup> 一六主乃ち彼に答えて曰  
く、「我汝と共に在らん、されば汝一人の人を討つ如くに  
マティアンを討つことを得べし。」と。<sup>13)</sup> 一七彼また云いける  
は、「我もし、汝の御前に恩寵を得たるならば、我に語る  
者の汝に在す徵を我に與え、一八わが汝の御許に歸り来て、  
儀牲<sup>12)</sup> を齎し、汝に獻ぐるまで、比處を立去り給わされ。」  
と。答えけるは、「我、汝の來るを待たん。」と。<sup>14)</sup> 一九茲に於  
いてゲデオン、入て仔山羊を煮、一拵<sup>15)</sup> の粉<sup>16)</sup> もて無酵麪<sup>17)</sup>  
を作り、肉を籠に、肉汁を壺に入れ、總べてを櫟の木の下  
に携え行きて、彼に獻げぬ。<sup>18)</sup> 主の使ひ之に云いけるは、

<sup>10)</sup> 母上一二・一一。一<sup>11)</sup> 一三節の談話では、ゲデオンはまだ天主が親臨し給うたと悟つていなかつたが、今や天主がホレブでモイゼとなし給うた如く、自分と語り給うではないかと感づいた。もちろん相手が單なる天主の御使でないことを確信するのは、漸く二二節に至つてであるが。<sup>12)</sup> 食物。ゲデオンは太祖たちが昔御使をもてなしたやり方を知つてるので、その通りにもてなそうとする。<sup>13)</sup> 一人分には十分の一エファあれば足りる。それを多量に使うのはヘブレオ人の間では客に對する敬意を示すもの。

「肉と無酵麪とを取りて、かの岩の上に置き、汁を之に注げ。」

二  
と。彼乃ち然爲すや、三主の使。その手に有てる杖の先を出して

肉と無酵麪とに觸れしに、火、岩より燃え上りて、肉と無酵麪と

を焼き盡しぬ。<sup>14)</sup> かくて主の使、彼の眼より消え失せたり。三茲

においてゲデオン、その主の使なりしことを知り、云いけるは、

「あゝ主わが天主よ、蓋し我、面と面とを合せて主の使を見た

り。」と。三主、彼に曰いけるは、「汝に平安あれ。恐るるなか

れ、汝死せざるべし。<sup>15)</sup>」と。三茲においてゲデオン、主の爲其處

に祭壇を築き、之を名づけて、主の平安と稱び、今日に至れり。

さて、彼なほエズリの家の所有なるエフラに在りし時、三主その

夜<sup>16)</sup>之に曰いけるは、「汝の父の牡牛、及び七歳<sup>17)</sup>なる他の牡牛

を取り、汝の父の有なるバールの祭壇を毀ち、祭壇の周圍にある

林を切り倒し、三汝が前に犠牲を置きたりし、この岩の頂に主

<sup>14)</sup> かくてゲデオンは前に望んだ徵を得た。

<sup>15)</sup> ユデア人は天使を見たら必ず死ぬと思つて

いた。(本一三・二一。創三二・三〇。一六・

一四。) 精神的意味に

おいては、精神の敵に對する戦いに、天主の

民を助けることを拒む

者は、呪われているの

である。<sup>16)</sup> その日の

夜、すなわち夢の中で

である。一<sup>16)</sup> その日

いう年齢はマディアン

人に七年間虐げられた

ことと關係があるらしい。

三七

汝の天主の爲祭壇を築くべし。しかして第二の牡牛を取り、汝がかの林より切り出したる、木を積みし上にて燔祭を獻げよ。」と。三七よりてゲデオン、その下僕の中より十人を連れ行き、主の彼に命じ給18)える如くに爲しぬ。されど、その父の家18)と、その市の人々とを恐れて、晝に之を爲さんとはせず、夜に一切を爲し遂げたり。三八さてその市の人々、朝起き出するや、バールの祭壇は毀たれ、その林は切られ、その時築かれたる祭壇の上には他の牡牛の置かれたるを見、三九互に云いけらく、「何人がかくは爲ししそ。」と。かくて彼等かかる所行を爲したる者を探ね求めしに、「ヨアスの子ゲデオンこそこの一切を爲しつるなれ。」と云う者あり。三〇茲において彼等ヨアスに云いけるは、「汝の子を死に行わん爲に此處に引出せ。蓋は彼、バールの祭壇を毀ち、その林を切り倒したればなり。」と。三一彼は彼等に答えぬ、「汝等はバールの復讐者にしてその爲に鬪うや。その敵たる者は、明日光の現るるに先立ちて死すべし。彼もし神ならば、その祭壇を毀てる者に、自ら仇を報いよかし。」と。三二その日よりゲ

18) 家人  
19) ベルはやがて力のほどを示せかし。

デオンはイエロバール<sup>20)</sup>と稱ばれたり、是、ヨアスが「バール、その祭壇を毀てる者に、自ら仇を報いよかし。」と云いたればなり。<sup>21)</sup>さる程に、マディア<sup>ルは、</sup>ン人、アマレク人、及び東方の民、皆相集まりてヨルダンを渡り、イエズラエルの谷に陣を張りしが、<sup>22)</sup>主の靈<sup>れい</sup>ゲデオンに降りしかば、彼喇叭<sup>ラップ</sup>を吹き鳴らしてアビエゼルの家を呼び集め、己に從わしめぬ。<sup>23)</sup>彼また總べてのマナッセ<sup>ル闘え</sup>に<sup>24)</sup>使者を遣したれば、彼等も之に従い、更にアセル、ザブロン、及びネフタリにも他の使者を遣したれば、彼等もまた彼を迎えに來りぬ。<sup>25)</sup>時にゲデオン天主<sup>天主</sup>に申しけるは、「主もし曰<sup>シ</sup>える如く、わが手によりてイスラエルを救わんとし給わば、<sup>26)</sup>我打禾場<sup>われう</sup>にこの羊毛を置かん。もしだ羊毛の上にのみ露ありて、地全<sup>ちすべ</sup>て乾きおらば、我<sup>われ</sup>は主<sup>じゆ</sup>が曾て曰<sup>シ</sup>える如く、わが手によりてイスラエルを救い給わんとするを知らん。」と。<sup>27)</sup>しかししてその如くになしぬ。すなわち彼朝未明に起き出で、羊毛を搾りしに、露、盤に満<sup>み</sup>てり。<sup>28)</sup>彼再もや天主に申しけるは、「我今一度試みて、羊毛に徵<sup>ひつじのけ</sup>を求むとも、汝の御震怒<sup>おんいかり</sup>、我に對いて

の所に

21) 多分この族の中ヨルダンの此方

に定住してい

四〇

燃ゆることなかれ。<sup>22)</sup>願わく  
は、ただ羊毛のみ乾きて地は  
全て露に潤わんことを。」と。  
四〇主その夜、彼の望みし如  
くに爲し給いぬ。即ち羊毛の  
み乾きて、地には全て露おけ  
り。<sup>23)</sup>

<sup>22)</sup>再び願つたが、罪にならなかつた。創一五章のアブラハムも信じていたけれども徵をお願いした。王下二〇章のエゼキアもそうである。また他方アカズは主の御命令を聽きながら徵を求めらるなら、天主を試みることになると思つたため詰責されている。ゲデオンが求めたのは、殊に味方の信仰を強めるためであつた。  
<sup>23)</sup>天主がこの徵を選んで、ゲデオンの心に吹きこみ給うたのはなぜか？水や露は天主の聖寵の象りである。聖なる教父達は露に濡れた羊毛を目して、聖母マリアの童貞を害うことなくこれから人性を受け給うたキリストの御託身の前表としている。

## 第七章

ゲデオン三百人を率いてマディアン人を破る。

一茲においてイエロバール、  
即ちゲデオン、及び彼と共に  
ある民皆夜に起きて、ハラド  
と稱ばるる泉に來りぬ。りさ

てマディアンの陣は、高き丘<sup>ビン</sup><sup>2)</sup>の北側にある谷の中もありき。二時  
に主<sup>シム</sup>、ゲテオンに曰<sup>ヒタマ</sup>いけるは、「汝<sup>ナンヒ</sup>と共<sup>トモ</sup>にある民<sup>タミ</sup>は多し、<sup>3)</sup>されどマ  
ディアンは彼等<sup>カレラ</sup>の手に付<sup>タマ</sup>されざるべし。是<sup>コレ</sup>、イストラエルが我<sup>カレ</sup>に逆<sup>さから</sup>  
て<sup>4)</sup>誇<sup>ハセ</sup>り、「我<sup>カ</sup>が救<sup>スカ</sup>われたるは、己<sup>ガ</sup>が力<sup>ちから</sup>によりてこそ。」と云うこ  
とのなからん爲<sup>タメ</sup>なり。民<sup>ミナミ</sup>に告<sup>ツフ</sup>げて、すべての者<sup>モロ</sup>に觸<sup>フ</sup>れ聞<sup>キ</sup>かすべし、  
「怖<sup>ハ</sup>じ恐<sup>ハセ</sup>るる者は、歸<sup>カエ</sup>り去<sup>ク</sup>るべし。」と。茲<sup>ココ</sup>において一萬一千人ガ  
ラード山<sup>サン</sup>を去<sup>リ</sup>りて歸<sup>カエ</sup>り行<sup>ク</sup>き、殘<sup>リ</sup>れるはただ一萬人のみなりき。<sup>5)</sup>四主<sup>シム</sup>  
またゲテオンに曰<sup>ヒタマ</sup>いけるは、「民<sup>タミ</sup>なお多きに過<sup>ハセ</sup>ぐ。彼等<sup>カレラ</sup>を水の邊<sup>ホトリ</sup>に  
導<sup>ク</sup>け、さらば我<sup>カレ</sup>彼處にて彼等<sup>カレラ</sup>を試<sup>ム</sup>みん。かくてその中我<sup>ガ</sup>汝<sup>ナンヒ</sup>に、  
「この人は汝<sup>カ</sup>と共に行くべし。」と云<sup>ハ</sup>わん者は行くべく、我<sup>ガ</sup>その  
行くを禁<sup>ム</sup>めん者は歸<sup>カエ</sup>り去<sup>ク</sup>るべし。」と。五さて民<sup>タミ</sup>水<sup>ミズ</sup>の邊<sup>ホトリ</sup>下<sup>クダ</sup>りし時<sup>トキ</sup>、  
主<sup>シム</sup>ゲテオンに曰<sup>ヒタマ</sup>いけるは、「犬の習性<sup>ツブネ</sup>として嘗<sup>ム</sup>むる如く、その舌<sup>した</sup>も  
て水<sup>ミズ</sup>を嘗<sup>ム</sup>むる者は、<sup>6)</sup>汝<sup>カ</sup>之<sup>ハセ</sup>を分<sup>ハセ</sup>ちて別<sup>ハサ</sup>になすべし。またその膝<sup>ひざ</sup>を折<sup>ハセ</sup>

2) モーレーの丘。このモーレー山はゲルボエの北にある小ヘルモン山、今日のデエベル・エド・ドウヒであるらしい。  
3) 十三萬五千に對する三萬二千であつた。  
4) 我に歸すべきを己に歸して。——5) 申二〇・八・喀前三・五六。——6) 跪いてゆつくり水を十分に飲む暇を惜しみ、武装して立つたまま、戰闘力をつけるために、僅かばかりの水をすゝる人々。

りて飲む者は、之を他の側に置くべし。」と。然るに水を手もて掬い口に當てて嘗めし者の數は三百人にして、殘餘の民は悉く膝を折りて飲みぬ。時に主

ゲデオンに曰<sup>のたま</sup>ひけるは、「我<sup>われ</sup>は水<sup>みず</sup>を嘗めし三百人<sup>さんじん</sup>によりて<sup>テ</sup>汝等<sup>なんぢら</sup>を救い、マヂイアンを汝<sup>なんじて</sup>の手<sup>わた</sup>に付さん。されど残餘<sup>のこり</sup>の衆<sup>しゅう</sup>は悉く<sup>ことぐく</sup>、その所<sup>ところ</sup>に歸<sup>かえ</sup>るべし。」と。

ぞれの天幕に去らしめ、自己はかの三百人と共に、戰鬪に赴けり。さて、マディアンの陣はその下の谷の中にありしが、九その夜、主彼に曰いけるは、「起ちて、かの陣に下れ。蓋は我、彼等を汝の手に付したればなり。」されど汝もし獨り往くを恐れなば、汝の下僕ファラ、汝と共に下るべし。ニかくて汝、彼等の云う所を聞かば、汝の手強くなり、汝は更に安んじて敵陣に下るを得ん。」

と。茲において、彼、その下僕フアラと共に、陣中武装せる番兵のおる部分に  
下り行きぬ。ニ然るにマディアン、アマレク、及びあらゆる東方の民、蝗の群  
の如く谷の中に散り伏したり。その駱駝もまた無數にして、濱邊にある眞砂の

故にイスラエル人が四五百人の敵に當る

如し。一三さて、ゲデオンの到りし時、或人その隣人に夢を語り、  
その見し所を次の如く述べ居れり、「我、夢を見たりしに、灰の  
下にて焼きたる大麥の麪一つ、轉び下りてマディアンの陣中に入  
りし如く見えたり。かくてそれは一つの天幕に到るや之に衝當り  
之を覆し、地に全く打倒したり。」と。<sup>8)</sup> 一四彼が告げたる者、答え  
けるは、「そはイスラエル人、ヨアスの子ゲデオンの剣に他なら  
ず。蓋し、主、マディアンとそのすべての陣營とを彼の手に付し  
給いしなり。」と。一五ゲデオンその夢と之が説明とを聞くや、即  
ち禮拜して<sup>9)</sup> イスラエルの陣營に歸り、さて云いけるは、「起て  
よ、蓋し、主はマディアンの陣營を我等の手に付し給えり。」と。

一六次いで三百人を三隊に分ち、彼等の手に手に喇叭と空虚の瓶と  
を渡し、その瓶の中に燈を入れしめたり。「せしかして彼等に云い  
けるは、「汝等、わが爲す所を見て、その如くに爲せ。我はかの

8) この夢の出来事は異常である。薄い柔らかい大麥のパンの圓く平たい一枚が轉がることはあり得ない、まして天幕を突き倒すに至つてはなおさらである。かようにゲデオンの身においても不可能と見えることが實現するといふのであつて、彼は取るに足らぬ兵力を以て、十三萬五千のマディアン人の軍勢を擊破するであろう。一九御慈悲を感謝し、全知全能の天主を信じて。

一八

陣營の一部より侵入せん。然る時は汝等もわが爲す如くに爲せ。一八わ  
が手に喇叭の鳴り響かん時、汝等もまた陣營の周圍にてそを吹き鳴ら  
し、且聲を合せて「主の爲ぞ、ゲデオンの爲ぞ。」と叫ぶべし。」と。

一九

一九かくてゲデオン、及び之に従える三百人、夜半の哨戒の始まる時に  
當り、<sup>10)</sup> 陣營の一部より侵入し、哨兵の起ちたる折しも、喇叭を吹き  
鳴らし、相互に瓶を打ち合せ始めたり。二〇即ち彼等、陣營の周圍三箇  
所において吹き鳴らし、瓶を打碎くや、燈を左手に、吹きし喇叭を右  
手に持ちて、主の劍ぞ、ゲデオンの劍ぞ。」と呼わり、二〇各人敵陣を  
圍みその持場に立ちて、<sup>11)</sup> 然なしたり。茲において陣營全く混亂し、  
人々叫びつつ喚きつつ逃走せり。二三されどかの三百人、なおも喇叭を  
吹き續けたるに、主、全陣營に劍を揮わしめ給いければ、彼等相互に  
殺し合い、<sup>12)</sup> 二三ベトセッタ、及びテバトのアベル・メフラ<sup>13)</sup> の境界ま  
で逃げ行きしが、イスラエルの人々、即ちネフタリ族、アセル族、及

<sup>10)</sup> 十時以後。夜を四時間ずつ三つに分けて當直させた（六時—十時、十時—一二時、二時—十六時）。ユデア人がこれを三時間ずつ四つに分けたのは後につつにローマ人のやり方を採用してからである。<sup>11)</sup> それでマディアン人は彼らを味方で他を照らしてくれれる者と思つたのである。

<sup>12)</sup> 詩八二・一〇。

<sup>13)</sup> エフライムにあるレヴィ人の町。

びマナッセの全族<sup>(14)</sup>、マディアンを追撃<sup>つげき</sup>せり。二時<sup>と</sup>にゲデオン、使者<sup>ししゃ</sup>をエフライムの全山に遣して云わしめるは、「下り來りてマディアンを邀え擊<sup>う</sup>ち、ベトベラに至る水邊<sup>みずのほとり</sup>及びヨルダンを占領<sup>せんりょう</sup>せよ。」と。エフライムの人々、乃ち擧<sup>た</sup>りて鬨<sup>とき</sup>の聲<sup>こゑ</sup>をあげつつベトベラに至るまでの水邊<sup>みずのほとり</sup>、及びヨルダンを占取<sup>せんじゆ</sup>したり。<sup>(15)</sup>しかしして彼等<sup>かれら</sup>、マディアンの二人の首長、オレブとゼブとを捕え、オレブをオレブの岩において殺<sup>ころ</sup>し、ゼブをゼブの酒搾場<sup>しゅば</sup>において殺<sup>ころ</sup>しけるが、<sup>(16)</sup>なおもマディアンを追撃<sup>つげき</sup>し、オレブとゼブとの首級<sup>しゆ</sup>を携<sup>た</sup>えて、ヨルダン河<sup>がわ</sup>を渡りゲデオンの許に至りぬ。<sup>(16)</sup>

## 第 八 章

ゲデオン、エフライムの人々を宥む——マディアンを征服す——高齢に達して死す。

——かくてエフライムの人々彼に云いけるは、「汝<sup>なんじ</sup>、マディアンと戰<sup>たか</sup>わんとて出征<sup>いでの</sup>したる時<sup>とき</sup>、我等<sup>われら</sup>を召さざりしが、かく爲<sup>な</sup>すをよしとしたるはそも何故ぞや。」と。しかして彼

<sup>(14)</sup>過剰として前に送り返され、歸還の途上にあつた人々。<sup>(15)</sup>オレブは鶴、ゼブは狼という意味。王たちの敗戦を記念するために、オレブ及びゼブが殺された場所をそれぞれ「鶴の岩」、「狼の搾酒場」と稱したのである。<sup>(16)</sup>詩八二・一二。賽一

二・二六。

二

三

四

五

七

等太く彼を責め、あわや暴行にも及ばんとしたり。時に彼答へけるは  
 「汝等が爲せる所、我如何にしてか之を爲すことを得ん。」エフライム  
 の葡萄の一房は、アビエゼルの葡萄の全收穫にも優りたるにあらずや。<sup>2)</sup>  
<sup>3)</sup>主はマティアンの侯たるオレブとゼブとを、汝等の手に付し給いぬ。  
 汝等がなせる所、我如何にしてか之を爲すことを得ん。」と。彼がかく  
 云うや、即ち彼等の彼に對し激<sup>けき</sup>したりし心和めり。<sup>4)</sup>さてゲデオンはヨ  
 ルダンに至るや、己と共に三百人を率いて之を渡<sup>わた</sup>りしが、彼等は疲勞  
 のあまり、敗走<sup>はいそ</sup>せる者共を追撃<sup>ついげき</sup>すること能<sup>あた</sup>わざりき。<sup>5)</sup>ここにおいて彼  
 ソツコト<sup>3)</sup>の人々に云いけるは、「請う、我と共なる民に糧を與えよ、  
 彼等太く疲れたればなり。これ、我等、マティアンの王ゼベエとサルマ  
 ナとを追い行くを得んためなり。」と。ソツコトの長等答へけるは「汝  
 が我等に汝の軍勢に糧を與えよと要求するは、恐らくゼベエとサルマナ  
 との手の平、既に汝の手の中にあるならん。」と。<sup>4)</sup>彼乃ち云いけるは

## 第八章 ①諸侯

を追撃して捕虜にしたのは、わが勝利以上に偉いことである。  
 ②)ゲデオンはアビエゼルの一門に屬していた。  
 ③)ソツコトはシリダムの対岸にあつた。<sup>4)</sup>ソツコトの住民はゲデオンの小勢の追撃軍に糧を與えて、マティアン人の報復を招くのを恐れた。

「さらば主のわが手にゼベエとサルマナとを付し給いたる時、我、荒野の荆と薊ともて汝等の肉を打たん。」と。かくて其處より上り行き、ファヌエルに至りて、その所の人々に同じ事を云ひたるに、「彼等も亦、ソッコトの人々の答えし如くに答へたり。されば、彼等にもまた云ひけるは、「我、勝利を得平和を克復して歸らん時、この塔<sup>とう</sup>を毀<sup>こぼ</sup>たん。」と。さて、ゼベエとサルマナとは、その全軍を率いて憩いおれり。蓋<sup>けだ</sup>し、東方の民のすべての軍の中、生残りたるは一萬五千人にして、剣<sup>つるぎ</sup>を抜きし十二萬人は殺されたるなり。ニ折しもゲデオンは、ノベトイエグバーとの東に於いて天幕に住める者の道<sup>みち</sup>より上り行き、安んじて些<sup>いさ</sup>かも攻撃<sup>こうげき</sup>を豫期せざりし敵陣<sup>てきじん</sup>を攻撃<sup>こうげき</sup>てり。ニゼベエとサルマナとは逃走せしが、ゲデオン追<sup>お</sup>いて之<sup>これ</sup>を捕えしかば、その全軍混亂<sup>こんらん</sup>せり。三かくて日出<sup>ひあ</sup>る前に戰鬪<sup>たたか</sup>より歸<sup>か</sup>るや、四彼<sup>かれ</sup>、ソッコトの人々の中より一人の若者<sup>わかも</sup>を捕え、ソッコトの長等<sup>おさな</sup>と長老<sup>ちよろう</sup>等との名を訊ね、七十七人<sup>じゅうしちじん</sup>を錄<sup>かきしる</sup>せり。五やがてソッコトに至り、彼<sup>かれ</sup>

四。一何一〇・一  
の彼らが防禦<sup>ぼうぎ</sup>のためて建てた塔で、彼らはこれに立てこもつていればゲデオンに攻められても安心と思つていた。一六遊牧者<sup>ゆきぶしゃ</sup>らの許にゆく道。

四。一何一〇・一  
の彼らが防禦<sup>ぼうぎ</sup>のためて建てた塔で、彼らはこれに立てこもつていればゲデオンに攻められても安心と思つていた。一六遊牧者<sup>ゆきぶしゃ</sup>らの許にゆく道。

等に云<sup>い</sup>ひけるは、「祝<sup>ム</sup>よ、ゼベエとサルマナとを、汝等<sup>なんじら</sup>は裏<sup>さき</sup>に之<sup>これ</sup>に就<sup>つ</sup>きて、我<sup>われ</sup>を非難<sup>ひなん</sup>して云<sup>い</sup>えり、『汝<sup>なんじ</sup>が我<sup>われら</sup>等<sup>など</sup>に草臥<sup>くたび</sup>れ疲<sup>つか</sup>れ果<sup>は</sup>てたる人々<sup>ひとぐみ</sup>に糧<sup>パン</sup>を與<sup>あた</sup>えよと要求<sup>もとむ</sup>るは、恐<sup>おそ</sup>らくゼベエとサルマナとの手<sup>て</sup>、既<sup>すでに</sup>に汝<sup>なんじ</sup>の手<sup>て</sup>の中に在<sup>あ</sup>るならん。』」と。」<sup>一六</sup>茲<sup>こゝ</sup>において彼<sup>かれ</sup>はその市<sup>まち</sup>の長老<sup>ちよろう</sup>等<sup>うら</sup>を捉<sup>とら</sup>え、荒野<sup>あらの</sup>の荆<sup>いばら</sup>と薊<sup>あさみ</sup>とを取り、之<sup>これを</sup>以て彼等<sup>かれら</sup>を傷<sup>きず</sup>つけ、且<sup>かつ</sup>ソツコトの人々<sup>ひとぐみ</sup>を寸斷<sup>すんさん</sup>したり。<sup>一七</sup>またフアヌエルの塔<sup>とう</sup>を毀<sup>こぼ</sup>ち、その市<sup>まち</sup>の人々<sup>ひとぐみ</sup>を殺<sup>ころ</sup>せり。<sup>一八</sup>かくてゼベエとサルマナとに云<sup>い</sup>ひけるは、「タボルにおいて汝等<sup>なんじら</sup>が殺<sup>ころ</sup>したるは、いかなる人々なりしそ。」<sup>一九</sup>彼等<sup>かれら</sup>答<sup>こた</sup>えけるは、「彼等<sup>かれら</sup>は汝<sup>なんじ</sup>に似<sup>いな</sup>て、その中の一人は王子<sup>おうじ</sup>の如<sup>ごと</sup>くなりき。」<sup>二〇</sup>彼<sup>かれ</sup>、之<sup>これ</sup>に答<sup>こた</sup>えけるは、「彼等<sup>かれら</sup>はわが兄弟<sup>きょうだい</sup>にして、わが母<sup>は</sup>の子<sup>こ</sup>なり。主<sup>しゆ</sup>は活<sup>い</sup>き給<sup>たま</sup>う、汝等<sup>なんじら</sup>もし彼等<sup>かれら</sup>を救<sup>すく</sup>いたりせば、我<sup>われ</sup>汝等<sup>なんじら</sup>を殺<sup>ころ</sup>さざらんに。」と。<sup>二一</sup>次いでその長子イエテルに、「起<sup>た</sup>ちて彼等<sup>かれら</sup>を殺<sup>ころ</sup>せ。」と云<sup>い</sup>ぬ。されど、之<sup>これ</sup>は劍<sup>つるぎ</sup>を拔<sup>ぬ</sup>かざりき。蓋<sup>ひだり</sup>し木<sup>いま</sup>だ一介<sup>かい</sup>の少年<sup>しょうねん</sup>なりければ、恐<sup>おそ</sup>れたるなり。<sup>二二</sup>時にゼベエとサルマナと云<sup>い</sup>ひけるは、「汝<sup>なんじ</sup>、起<sup>た</sup>ちて我<sup>われら</sup>等<sup>など</sup>にかかり。人の

<sup>8)</sup> ゲデオンの手で兩市に對し行わた天罰は全く至當であつた。これらはイスラエルに裏切の行動をなしたさればゲデオンは兩市を懲らすことを、自分の聖なる義務と思惟せざるを得なかつたのである。この戰爭中の記述してない一事件をさ

力はその年齢によればなり。」と。ゲデオン乃ち起ちてゼベエとサルマナ

とを殺し、王等の駱駝の頸に習俗として附けたりし裝飾品と飾り鉢とを取

りぬ。<sup>10)</sup> 三三茲においてイスラエルの人々皆<sup>11)</sup> ゲデオンに云いけるは、「卿と

卿の子、及び卿の孫、我等を治め給え。そは卿、マディアンの手より、我等を救いたればなり。」と。三三されど彼、之に云いけるは、「卿と

めじ、またわが子も汝等を治めざるべし。主こそ汝等を治め給うべけれ。」

と。<sup>12)</sup> 三四彼また彼等に云いけるは、「我汝等に一の願あり。汝等の歎獲品の

中より耳環を我に與えよ。蓋しイススマエル人は、黄金の耳環を佩ぶる習慣

ありたればなり。」と。三五彼等答いけるは、「我等欣びて與えん。」と。かく

て彼等、地上に上衣を擴げ、之に歎獲品なる耳環を投げ入れたり。三六彼が

求め得たる耳環の重量は、黄金千七百シクルなりしが、その外になお裝飾

品、頸飾<sup>13)</sup> 及びマディアンの王等が用うるを慣としたりし紫の衣、並に駱

駝の頸にかけたる金鎖などあり。三七ゲデオン乃ち之を以て一のエフオド<sup>14)</sup>

す。<sup>10)</sup> 詩八二・一二。

<sup>11)</sup> 多分本六・

三五にある北

方の支族一同

だけであるら

<sup>12)</sup> 天主は王權

を定め、王を

選び、御自分

の直接の支配

を廢し給うま

では、士師た

ちによつて治

め給う思召。

<sup>13)</sup> 金細工に嵌めこんだ十四の寶石の付いている胸牌と

を作り、之を已が市エフラに置けり。然るにイスラエル皆之をもて姦淫<sup>14)</sup>を行ひしかば、是はゲデオンにもその全家にも、破滅の因となりぬ。さてマディアンはイスラエルの裔等の前に屈服し、最早その頭を擡ること能わざりき。

かくて國は、ゲデオンが長たりし間<sup>15)</sup>四十年に亘りて、平和なりき。さればヨアスの子イエロバールは、行きて已が家に住みたり。<sup>16)</sup>彼にはその腿より出でたる子七十人

ありき、蓋は妻數人を有ちたればなり。<sup>17)</sup>またそのシケムに有ちたりし妾も彼にアビメレクという一子を産みぬ。

やがてヨアスの子ゲデオン、高齡にて逝き、エズリ家に屬するエフラにおいて、その父ヨアスの墓に葬られたり。<sup>18)</sup>然るにゲデオンの逝ける後、イスラエルの裔等また一變して、神々と姦淫を行ひ、バールと契約を結びて之を已が

共に着用する大司祭の肩衣。ゲデオンは後シロにいる大司祭に他の奉納物と共にこれを献げたのだといふ意見の解釋者も少くない。またこのエフオドは、天主の第一誠に製作を禁じてあつた天主の御像だといふ人々もある。ゲデオンはこれを用いて偶像禮拜を行わなかつたにしてもその子等及び他のイスラエル人らはそうしたのであつた。

<sup>14)</sup>偶像禮拜。——<sup>15)</sup>一私人として。一夫多妻は大目に見られていた。多妻を有するは富者の印であり、子を多數儲けるのは、勢力を得る確な途であると思われていた。しかし多妻は頽廢の印である。

神となせり。<sup>17)</sup> しかも彼等は、その周囲なるすべての敵の手より、己を救い出し給える、主彼等の天主を憶わず、<sup>18)</sup> またイエロバール・ゲデオンの家に對しても、彼がイスラエルに爲したる諸々の善に應じて、報恩の誠を示すことを爲さざりき。

## 第九章

アビメレク兄弟を殺し、その罰を受く。

さてイエロバールの子アビメレクは、<sup>1)</sup> シケムに行き、  
その母の兄弟の許に至りて、彼等とその母の父の親戚一同と語りて云いぬ、ニシケムのすべての人に行告げよ、<sup>2)</sup> 汝等を、イエロバールのすべての子七十人にて治むると、一人にて治むると、汝等にとりていずれか良き。なおまた我が汝等の骨肉なることを思え。」<sup>3)</sup> その母の兄弟、乃

<sup>17)</sup> イスラエル人が天主を契約の神としていたように、この人々は天主が屢々戒めておかれたのに、バールを眞の神の代りに立てた。

第九章 1) アビメレクは士師であつたが、もとの意味におけるそれではなく、暴君であつた。

ち彼に就きてシケムのすべての人々に、是等の言を悉く告げしに、  
彼等その心をアビメレクに傾け、「彼こそ我等の兄弟なれ。」と云え  
り。<sup>4)</sup> かくて彼等はバールベリトの宮より銀七十斤を彼に與えしか  
ば。<sup>2)</sup> 彼は之を以て己が爲に困窮者及び浮浪者を雇いければ、彼等  
従いぬ。<sup>5)</sup> かくて彼エフラなるその父の家に至りて、イエロバール  
の子なる己が兄弟七十人を、一つの石の上にて殺せり。<sup>3)</sup> ただイエ  
ロバールの末の子ヨアタムのみは、身を隠して生き残りたり。<sup>6)</sup> 兹  
においてシケムのすべての人及びメロ<sup>4)</sup> の邑のすべての家族相集ま  
り、行きてシケムに立てる槲の樹の邊にてアビメレクを王に擁立せ  
り。<sup>5)</sup> セヨアタム、かく告げらるるや、行きてガリチム山の巔に立  
ち聲をあげて呼わり云いけるは、「シケムの人々よ、我に聽け、さ  
らば天主も亦その如く汝等に聞き給わん。」<sup>6)</sup> 樹々行きて注油し、己  
が上に王立てんとし、橄欖の樹に「我等を治めよ。」と云いし

<sup>2)</sup> バールベリトとは「契約のバール」の義。彼らがバールと契約を結んだ所からこうよばれた。宮の寶は往々政治上の目的に用いられた。

3) 王上一五・二九。

王下一〇・六以下參照。

<sup>4)</sup> メロとは城または砦の意味らしい。<sup>5)</sup> 多分書二四・二六以下、及び既に創三五・四に記してあつたのと同じ槲の木であろう。

に、の。そは答えぬ、『我、豈、神々と人々との用うるわ  
が油あぶらを棄て、行きて樹々の上うえに立つを得んや。』と。  
一〇。樹々また無花果の樹に、『來りて我等の王たる權けんを受  
けよ。』と云いしに、二。そは彼等に答こたへけらく、『我、  
豈、わが甘露とわが味美き果みを棄て、行きて他の樹々の  
上うえに立つを得んや。』と。三。樹々更に葡萄の樹に、『來  
りて我等を治めよ。』と云いしに、一。そは彼等に答こたへ  
ぬ。我、豈、天主と人とを樂しましむるわが葡萄酒ぶどうしゅを棄て  
た他の樹々の上うえに立つを得んや。』と。四。茲こゝにおいてす  
べての樹々、茨いばらに向かいて『來りて我等を治めよ。』  
と云いしに、一五。そは彼等に答こたへるよう、『汝等もし眞まことに  
我を立てて汝等の王となさんとせば、來りてわが蔭かげに憩いと  
え。』されど汝等なんじらもしそを欲せば、茨いばらより火出でて、

⑥この作り話は王の選舉に對する嘲弄である。禮節を知る上品な人なら決してゲデオンの家に對抗して王に選出されるようなことはすまい。一。パレスチナの最も貴重な產物であるオリーブ、無花果、葡萄が思想高邁な人々の象りに用いられている。一八。實を結ばず何の役にも立たぬ茨は、アビメレクの如くたゞ害にしかならぬ無能無用の人物の象り。一九。茨のこのすゝめは、シケムの人々に對する嘲弄。低い茨の木が高い木々をどうして庇護することができよう。茨が火につき易く容易に他にそれを移すように、アビメレクからも大なる不幸が生じた。この威嚇は間もなく事實になつた(四八節以下)

一六 リバノンの杉を焼き盡せかし。』と。『されば今汝等の己が上にアビメレクを立てて王となしたるは、果して正しき事にして罪なかりしか、イエロバールとその家とに對し、  
 一七 善き扱いにして、汝等の爲に鬪いし彼の恩に相應わしき報なりしか。『彼は汝等をマディアンの手より救わんとて、その生命を危險に曝したるに。一八さるを汝等今起ち上りて  
 一八 わが父の家に抗い、その子等七十人を一つの石の上にて殺し、その婢の子アビメレクを汝等の兄弟たる故に、立ててシケムの住民の王となしたるは、一九果してイエロバールとそ  
 の家とに對し、正しき扱いにして遺漏なかりしや。もし然らば、汝等今日アビメレクの爲に喜べ、またアビメレクも汝等の爲に喜べかし。二〇されど、もし然らずば、彼より火  
 二〇 出でて、シケムの住民とメロの邑とを焼き盡せかし。またシケムの人々とメロの邑とよ  
 二一 り火出でて、アビメレクを焼き盡せかし。』と。二二かく語り終うるや、彼は遁れてベラ  
 二二 行き、その兄弟アビメレクを恐れて其處に住めり。二三かくてアビメレクは三年の間イ  
 二三 スラエルを治めたり。三三然るに主・アビメレクとシケムの住民との間に、最惡しき靈<sup>10)</sup>  
 三四 を遣し給いたれば、彼等彼を厭い、三四イエロバールの七十人の子を殺し、その血を流し

たる罪を、己が兄弟アビメレクと、之を助けたるシケム人の殘餘の長等と  
に負わするに至れり。二五彼等乃ち彼に對して山<sup>11)</sup>の巔に伏兵を置きたる  
に、その者共彼の来るを待つ間に、強奪を行ひ、通行するすべての人より  
物を掠め取りしが、この事アビメレクに告げられたり。二六折しもオベドの  
子ガール、その兄弟と共に來りて、シケムに至りぬ。シケムの住民彼の來  
れるに力を得、ニセ田野に出でて葡萄畠を荒し、葡萄を蹂み躡り、歌い躍り  
つつその神の社に入り、且食い且飲みて、アビメレクを呪いしに、二八オベ  
ドの子ガール、叫びけるは、「アビメレク何者ぞ、シケム何ものぞ、我等  
彼に仕うべけんや。彼はイエロバールの子にあらずや。その下僕ゼブル<sup>12)</sup>  
を立てて、シケムの父エモルの人々<sup>13)</sup>の長となしたるに非すや。然らば我  
等、何の故にか彼に仕うべき。二九この民をわが手の下に置く者はあらばよか  
らんに。さらば我アビメレクを除かんものを。」と。然るにアビメレクに  
「大軍を糾合して來れ。」と云いし者あり。三〇蓋し市長ゼブル、オベドの

10) 不和の精神  
11) 町を護るべ  
きヘル、ガ  
リチム兩山。

12) 大概の市民  
はアビメレク  
に敵意を抱い  
ていたが、ま  
たゼブルの如  
く、彼に組す  
る者もあつた  
（ヘモルとも  
いふ。創三四  
・六参照）を  
君としていた  
シケムの人々

三一 子ガールの言を聞きて大に怒り、<sup>14)</sup> 三二 私かに使者をアビメレクの許に遣しし

なり、その曰く「視よ、オベドの子ガール、その兄弟と共にシケムに來り、市を嗾かして汝に叛かしむ。三三されば夜に、汝に従える民と共に起きて、野に潜

み、<sup>15)</sup> 三三早朝日出する時に市を襲え。しかして彼がその民を率い、出でて汝に當

らん時、之に汝が及ぶ限りの事を爲せ。」と。<sup>三四</sup>茲においてアビメレク、その全軍と共に夜に起き、シケムの邊四箇所に待伏したり。<sup>三五</sup>やがてオベドの子ガ

ール、出でて市の門の入口に立ちたるに、アビメレク、及び彼と共になる全軍、その潜伏せる場所より起上れり。<sup>三六</sup>ガール、その民を見るや、ゼブルに「視

よ、群衆峰々<sup>15)</sup>より下り来る。」と云いしが、之は彼に答へぬ、「汝、山の影を見

て人の頭の如く思ひ做すなり、是は汝の謬りにこそ。」と。<sup>三七</sup>ガール再び云

いけるは、「視よ、民、地の中央より下り來り、一隊は柳の樹に向かえる道よ

り来る。」と。<sup>三八</sup>ゼブルまた彼に云いけるは、「汝が嚮に、アビメレク何者ぞ

我等彼に仕うべけんや」と云いしその汝の口、今何處にか在る。是、汝が蔑み

たる民に非すや。出でて之と戦え。」と。<sup>16)</sup> 三九よりガールは、シケムの民の目のあたり、行きてアビメレクと戦いしが、<sup>17)</sup> 四〇アビメレク彼を逐いて奔らしめ、之を驅りて邑に入らしめたり。かくてその市の門に至るまで、ガール方の者多く殺されたり。四一アビメレクは次いでルマに陣しけるが、ゼブルはガールとその仲間とを邑より驅逐して、止まるを容さざりき。<sup>18)</sup> されば民翌日野に出でぬ。然るに或人之をアビメレクに告げしかば、<sup>19)</sup> 四三彼己が軍勢を率いて之を三隊に分ち、野に待伏し、民の市より出で来るを見るや、起ちて之を襲い、<sup>20)</sup> 四四己が隊を以て市を攻め圍みたり。さる程に、他の二隊は野に逃げ散りたる敵を追えり。<sup>21)</sup> 四五アビメレクなおもその日一日邑を攻めて之を略り、その住民を殺し、邑を毀ちて鹽を撒きたり。<sup>22)</sup> 四六シケムの塔に住める人々、之を聞くや、その神ベリトの社に入り、<sup>23)</sup> 其處において之と契約を結びしが、その處はそれに因みて名づけられ、甚だ堅固なりき。四七アビメレク、またもシケムの人々の相集まれる由を聞くや、<sup>24)</sup> 己に

<sup>16)</sup> 彼は親友顔をしてガールの虚榮心を煽る。<sup>17)</sup> 昔よく行つた象徴的動作、將來いつまでもその地を不毛ならしめるといふことをあらわす。<sup>18)</sup> 多分そこで防衛に當るよりも寧ろ彼らの契約の神ベリト・ベリトの庇護を求めるためである。

従えるすべての民と共に、セルモンの山に登り、斧を執りて樹の枝を切り落し、之を搬ばんとて己が肩に載せ、伴侣に云いけるは、

「わが爲す所を見て、その如くに爲せ、速かに爲せ。」と。<sup>四九</sup>より  
て、彼等先を争いて樹々の枝を切り落し、その將に従い、堡を囲みて火を放てり。さればシケムの塔に住まれる人々、男女合せて一千人、煙と火とに殞るるに至りぬ。<sup>五〇</sup>茲においてアビメレク、其處より進みてテベス<sup>19</sup>の邑に來り、己が軍勢を以て之を圍み略りしが、

<sup>五一</sup>市の中央に一つの高き塔あり、男も女も市の長老等一同も共に之に遁れ、門を固く閉鎖し、塔の頂に立ちて胸壁に據りしかば、<sup>五二</sup>アビメレク、塔の邊に寄せ來り、勇ましく戰い、門に近づきて火を放たんとせり。<sup>五三</sup>然るに視よ、一人の女挽磨の一 片<sup>20</sup>を上より投げ落したるに、そはアビメレクの頭に當り、脳を碎きぬ。<sup>21</sup> <sup>五四</sup>彼急ぎ己が太刀持を呼びて之に云いけるは、「汝の太刀を抜きて我を殺せ、

<sup>19)</sup>シケムからペトサンへの道を行くこと四時間にして達す。

<sup>20)</sup>家婦がパンを焼く前麥を粉にするため用いる手で動かす引白の上半分。この石臼は下半分を固定させ、上半分をそれについている柄で、下部のに固定してある軸の周圍をまわすのであるが、兩部各々直徑は約半メートル厚さは約一〇センチメートルある。

<sup>21)</sup>母下一一・二一。

是、我が女に殺されたりと云わることなからん爲なり。」

と。その者命に従いて彼を殺せり。<sup>22)</sup> 五五さて彼死にければ彼と共にありしイスラエルの人々、皆已が家に歸れり。

五六かく天主はアビメレクがその七十人の兄弟を殺して、已が父に爲したりし惡に報い給いぬ。五七シケムの人々もまたその爲したる所の報いを得たり。<sup>23)</sup> 即ちイエロペールの子ヨアタムの呪咀、彼等の上に及びしなり。

## 第十章

トラン十三年間ヤイル二十二年間イスラエルを治む—民また偶像を禮拜し、フイリスト人及びアンモン人に惱まさる—民天主に御救助を求め、痛悔せしにより主之を憐み給う。

一アビメレクの後に起りて、イスラエルの支配者となリしは、オツサカルの人、アビメレクの父の兄弟、ファの子トランにして、彼はエフライム山のサミルに住み、二十三年

<sup>22)</sup>母上三一・四。代上一〇・四。

<sup>23)</sup>筆者はこの暴君の一生から引出される道徳的教訓を強調し、天主の報復が邪悪な者共に下ることを示す。元兇は罰を受け、その罪を助けたかどで、シケムの人々も罰せられた。

の間イスラエルを審判きてより、逝きてサミルに葬られたり。之が後を繼ぎしは、ガラード人ヤイルにして、二十二年の間イスラエルを審判きしが、彼に三十人の子あり、三十頭の仔驢馬に乗り、三十の市に長たり。それらはガラードの地にあり、彼の名に因み、ハヴオト・ヤイル、即ちヤイルの邑と稱ばれて、今日に至れり。やがてヤイル逝き、力モンと稱ばるる處に葬られたり。然るにイスラエルの裔等舊き罪に新しきを累ね、主の御眼前に惡を行ひ、バールとアスターとの偶像、シリア、シドン、モアブ、及びアンモンの裔等やフイリスト人の神々に事え、主を棄てて之を祀らざりき。されば主、彼等に對して怒り、之をフイリスト人及びアンモンの裔等の手に付し給いぬ。茲に於いて、ヨルダンの彼岸、ガラードに在るアモル人の地に住める者は皆、十八年の間惱まされ、太く虐げられたり。即ちアンモンの裔等、ヨルダンを渡り、ユダ、ベンヤミン、及びエフライムを荒らしたる程にて、イス

第十章 1)數人  
の妻から生まれたのらしい。  
2)故に彼らは高貴の身分であつた。—3)彼らはカナアンの偶像やシリアのそれのほかに、シドンの女神アスターの女神アスターの男神カモス、アンモンの男神メルコム(モロク)フイリストの男神ダゴンなどを祀つていた。

ラエルの懲<sup>カル</sup>まさること甚<sup>はなは</sup>だしかりき。一〇茲において彼等主に叫びて云い  
 けるは、「我等汝に罪を犯せり、蓋は主我等の天主を棄て、神々<sup>4)</sup>に事え  
 たればなり。」と。一一主之に曰<sup>のたま</sup>いけるは、「嚮にエジプロト人、アモル人、ア  
 ンモンの裔等、フイリスト人、一二またシドン人、アマレク人、及びカナア  
 ン人、汝等を虐げしに、汝等我に叫ぶや、我は汝等を彼等の手より救い出  
 したるに非すや。二三しかも汝等は我を棄て異なる神々を祀りたり。されば  
 こそ我は汝等を最早救うを欲せざるなれ。<sup>5)</sup> 一四行きて、汝等が選びたる神  
 々を呼び頼め。彼等こそ、患難の時に當りて汝等を救えかし。<sup>6)</sup> 一五イスラ  
 エルの裔等、乃ち主に云<sup>い</sup>けるは、「我等罪を犯せり。汝、凡てその嘉し  
 給う如く、我等に報い給え、ただこの度のみは我等を救い給え。」と。

一六かく云いて彼等、その領内より異なる神々の偶像を悉く捨て去り、主な  
 る天主に事えたり。されば主も彼等の患難に憐憫を催し給いぬ。一七ざる程  
 にアンモンの裔等、闕の聲を擧げて、ガラードにその天幕を張りしが、

<sup>4)</sup> ベールたち  
<sup>5)</sup> 汝らが心の  
 底から悔い改  
 めざる限り。  
 〇時によつて  
 かの神々の名  
 を呼んだり、  
 わが名を呼ん  
 だりして助け  
 を求めるのは  
 不當である。  
 ロガラードは  
 ここでは普通  
 の如くヤボク  
 及びアルノン  
 間の地、もし  
 くはヤルムク  
 及びアルノン

一八

之に對しイスラエルの裔等は、相集まりてマスファ  
に陣せり。一八時にガラードの將等、互に云いけるは  
「我等の中、先ずアンモンの裔等と戰争を始めん者  
ガラードの民の首領たるべし。」と。

## 第十一章

イエフテ、アンモンと戰う一願を立てしに由り、一人娘を獻ぐ。

一その頃イエフテというガラード人あり、いと剛毅  
なる人にして武夫なりしが、娼婦の子にてガラード  
の胤なりき。二然るにガラードは妻あり、之により  
て數子を儲けしが、その子等成長したる後、イエフ  
テを追い出して云いけるは、「汝は他の母の子なれ  
ば、我等の父の家を嗣ぐべからず。」と、三されば  
彼逃れて彼等を避け、トブの地<sup>3)</sup>に住みしに、貧

間の地域をさすのでなく、ヤボクの南方にある一都市の名である。マスファはヤボクの北方にある。一九天主はかくてイエフテを士師に立て給う思召なので、彼らをこういう結論に導いたのはその御攝理であつた。

窮<sup>きゆう</sup>せる者共及び盜賊等、彼の許に集い來り、彼を首領として之に従<sup>したが</sup>いぬ。  
4)しばらくたつてから。

四 その頃<sup>4)</sup>アンモンの裔等、イスラエルと戰<sup>たか</sup>い、五 太く之を窘<sup>く</sup>窮しめしかば、ガラードの長老等、トブの地よりイエフテを連れ來りてその助力を仰<sup>あお</sup>ぐ。六 がんと、行<sup>ゆ</sup>きて 六 彼に云<sup>い</sup>いけるは、「來りて我等の將<sup>じょう</sup>となり、アンモンの裔等と戰<sup>たか</sup>え。」と。七 彼乃ち答<sup>こた</sup>えけるは、「汝等は我を憎みて、わが父の家より追<sup>お</sup>出<sup>だ</sup>したる人々ならずや。しかも今必要に迫<sup>せま</sup>らるるや、わが許に來<sup>き</sup>るなり。」と。八 時にガラードの長等イエフテに云<sup>い</sup>いけるは、「汝、我等と共に行<sup>ゆ</sup>きてアンモンの裔等と戰<sup>たか</sup>い、すべてガラードに住める者の頭となるべし、今我等が汝の許に來れるは、即ちこの故にこそ。」と。九 イエフテまた彼等に云<sup>い</sup>いけるは、「汝等もし眞に、我をして汝等の爲<sup>ため</sup>に、アンモンの裔等と戰<sup>たか</sup>わしめんとて、わが許に來<sup>き</sup>りしならば、主<sup>しゆ</sup>之をわが手に付<sup>て</sup>し給<sup>たま</sup>うに於いては、我、汝等の頭とならんか。」と。一〇 彼等之に答<sup>こた</sup>えけるは、「是を聞き給う主こそ立會いて證し給う者なれ、我等約したる如くに爲さ

一〇 九 八 七 六 五 四

4) 創二六・二七。一〇のかくてイエフテはまずガラードだけの士師となる。一〇イエフテは、太平の時にも自分が指導職の續くことを條件とする。

二  
二  
二  
二  
三  
三  
三  
四  
四  
五  
五  
六  
六  
七  
七  
八  
八  
九  
九  
十  
十  
十一  
十一  
十二  
十二  
十三  
十三  
十四  
十四  
十五  
十五  
十六  
十六  
十七  
十七  
十八  
十八  
十九  
十九  
二十  
二十  
二十一  
二十一  
二十二  
二十二  
二十三  
二十三  
二十四  
二十四

「ん。」と。二茲においてイエフテ、ガラードの長等と共に行きしに、民擧りて之をその首長となしぬ。イエフテ乃ちマスファに於いて主の御前に已が言を悉く述べたり。<sup>8)</sup> 二次いでアンモンの裔等の王の許に使者を遣し己が名によりて云わしめるは、「我と汝との間に何事ありて、汝我を攻め來り、わが地を荒らさんとするぞ。」と。三王彼等に答えけるは、「イスラエル、エジプトより上り來りし時、アルノンの境界よりヤボク及びヨルダンに至るまで、わが地を奪い取りしによりてなり。されば今穩やかに之を我に返還せかし。」と。<sup>10)</sup> 三四イエフテまた彼等に傳言し、命じてアンモンの王に云わしめるは、「イエフテかく云う、イスラエルはモアブの地をも、アンモンの裔等の地をも取らざりき。却つてそのエジプトより上り來りし時には、荒野を通りて紅海に達し、カデスに到りぬ。それでよりエドムの王に使者を遣して曰く、「乞う、我をして汝の領地を通らしめよ。」と。然るに彼はその請願を容ることを肯んぜざりき。またモアブ

8) そこには、  
ゲデオンがエ  
フラに有して  
いたような、  
主の祭壇があ  
つたらしい。  
イエフテは長  
老等の申し出  
た決議を嚴か  
に主に報告し  
民から忠誠服  
従の確約を受けた。<sup>10)</sup> 汝には戦うべき  
何の理由もない。<sup>10)</sup> 民二

の王にも人を遣しけるが、之も同じく通過せしむることを拒みたり。よりてイスラエルはカデスに留まりしが、<sup>11)</sup> 一八やがてエドムの地及びモアブの地の横を迂回<sup>12)</sup>し、モアブの地の東の方に至りてアルノンの彼岸に陣を張り、モアブの領域に入らんとはせざりき。アルノンはモアブの地の境界なればなり。<sup>12)</sup> 一九かくてイスラエル、ヘセボンに住めるアモル人の王セホンに使者を遣しけるが、彼等<sup>13)</sup>彼に云いけるは、「我をして汝の地を通り、河に至らしめよ」と。二〇然るに彼もまたイスラエルの言を侮りて、之にその境界を通りしめず、却つて無數の軍兵を集め、出でてヤサに之を擊ち、頑強に抵抗せり。二一されど主、彼をその全軍と共に、イスラエルの手に付し給いしかば、之は彼を討ち取りて、その國に住めるアモル人の地を悉く占領せり、二二そはアルノンよりヤボクまで、また荒野<sup>14)</sup>よりヨルダンまでに及ぶその全領土なりき。<sup>13)</sup> 二三かくの如く、主イスラエルの天主はアモル人を、イスラエルの御民が之と戦いし時、滅ぼし給いぬ。然るに汝、今その地を獲んとするか。二四汝の神たるカモスの有てる物は、當に

<sup>11)</sup> 民二○一  
三。<sup>12)</sup> 民二

一・一

<sup>13)</sup> 一三

三。

節でアシモンの王が要求していった領地。

汝のものならずや。されど主我等の天主の贏得<sup>てんしゆ</sup>給える物は、我等の所有たるべし。<sup>14)</sup> 二五 それとも汝はモアブの王セフォルの子パラクに優る者<sup>まさ</sup>なりや。

二六 または彼がイスラエルと争い之と戦いしことを示し得るや。<sup>15)</sup> 二六 イスラエルは三百年の間、ヘセボン及びその村々に、アロエル及びその村々に、またヨルダンの邊なるすべての市に住みたりしものを。汝等何故かくも久しき間、その要求を試みざりしや。<sup>16)</sup> 二七 されば我汝に罪を犯さず、汝こそ我に不正なる戦を宣して、我に非を行なれ。願わくは主審判者として、今日イスラエルとアンモンの裔等との間を判定<sup>さば</sup>き給えかし、<sup>16)</sup> と。二八 されどアンモンの裔等の王は、イエフテが使者を以て云い遣りし言をも、聽容れんとはせざりき。二九 兹において<sup>17)</sup> 主の靈イエフテに臨み給いしかば、彼ガ

二九 ラード及びマナッセを経歴<sup>へゆ</sup>りてガラードのマスファに至り、其處よりアンモンの裔等の許にと進みしが、三〇 主に誓願<sup>せいがん</sup>を立てて云いけるは、「汝もしアンモンの裔等をわが手に付し給わば、三一 我平定してアンモンの裔等の許

<sup>14)</sup> アモル人の見解に合致しないかもカモスを實際の神としない云い分。

<sup>15)</sup> 民二二二。他<sup>16)</sup> の裁判者たちがたゞ言葉によるのと違つて、行爲によつて、即ち勝を正當の權ある側に與えて。——<sup>17)</sup> 彼の提議が斥けられた後。

より歸らん時、誰にてもあれ、わが家の戸口より、先づ出で來りて我を  
 迎うる者を、燔祭として主に獻げん。」と。<sup>18)</sup> 三三かくてイエフテ、アンモ  
 シの裔等の許に進み行き、之と戰いけるに、主彼等をその手に付し給い  
 しかば、<sup>18)</sup> 彼、アロエルよりメンニトに至るまで、二十の市を攻畧り、  
 また葡萄畠に圍まれたるアベルまで、甚だしき大打擊を與えたり。茲に  
 おいてアンモンの裔等、イスラエルの裔等に屈服せり。<sup>18)</sup> かくてイエフ  
 テ、マスファに歸りて己が家に至りしに、その一人娘、鼓を執り踊りつ  
 つ彼を出で迎えぬ。蓋し、彼には他に子等あらざりしなり。<sup>18)</sup> 彼、之を  
 見るや己が衣服を裂きて云いけるは、「ああ、わが娘よ、汝我に望を失  
 わしめ、自らも望を失いたり。蓋し我は主に向かいて口を開きたれば、  
 違背して行うことを得ず。」と。<sup>18)</sup> 娘彼に答えけるは、「わが父よ、卿も  
 し主に對いて口を開き給いしならば、凡て卿の約し給える如く我に爲し  
 給え、卿の敵に對する復讐と勝利と、卿に與えられたればなり。」と。

<sup>18)</sup> 多分イサーク  
 を獻げよとのア  
 ブラハムに對す  
 る天主の御命令  
 や、異教徒の人  
 身御供の習慣を  
 思つて、人間を  
 犠牲として獻げ  
 ることを約束し  
 たのであるう。  
 イエフテの心が  
 けを思えば、こ  
 れは諒恕するこ  
 とができるが、  
 たゞ熟考した上  
 での約束ではな  
 かつた。

三七

三七またその父に云いけるは、「ただわがこの願ねがいを我に容し給え。即ち我を遣して二箇月の間あいだ山々を廻らしめ、わが友と共にわが處女の身みを<sup>19)</sup>嘆かしめ給え。」と。三八彼之に「行け。」と答こたえ、二箇月の間之みを遣しければ、娘むすめその友とも等だちなかま仲間ともと共に行ゆき、山の上にて己おのが處女おとめの身みを嘆きぬ。<sup>20)</sup>さて二箇月の期間満了みつるや、娘むすめその父の許もとに歸りたれば、彼は己おのが誓ちかいたる如く之に爲しけるが、娘終おとこに男おとこを知しらさりき。これよりイスラエルに盛さかんとなりし行事あり、慣例ならいとして守まもらるるに至りぬ。<sup>四〇)</sup>即ち年毎にイスラエルの娘等むすめらあいあつ相集あつあつまりて、四日かの間あいだガラード人とイエフテの娘むすめを悼なげみ嘆くこと、是なり。

三九

三八

<sup>19)</sup>子どもがないままに死ぬことを。子がなくて死ぬことは大不幸、いな恥とさえ考えられていた。この娘が自分の處女たることを嘆くために、二カ月のいとまを願い求めたのは、そのすぐ後で一命を獻げなければならぬ場合にのみ、意義がある。もしもイエフテが、その誓いを或る解釋者達が説明しているように、娘をただ生涯聖所に獻げただけとすれば、かの女はそれから後の生涯、處女たることを嘆き得る筈である。<sup>20)</sup>文章前後の關係によれば(三一節)、イエフテは娘を殺して燔祭に獻げたのである。これにつき聖ヒエロニモはいわく、獻げた者と獻げられた者との心がけは天主に嘉されたであらうが、この犠牲は嘉せられなかつた、と。

四〇

## 第十二章

エフライム人イエフテと争うアヘサン、アヒアロン、及びアブドン士師となる。

一 然るに視よ、エフライムに反亂起れり。<sup>1)</sup> 即ち人々北に行き、イエフテに云いけるは、「汝、アンモンの裔等と戰わんとて出征<sup>2)</sup>しこ時、何故我等を召びて汝と共に行かしめんとせざりしや。この故に我等汝の家を焼かんとす。」と。<sup>3)</sup> 彼乃ち之に答えけるは、「我とわが民とはアンモンの裔等に對して激しく鬪争いたり。時に我汝等を召びて、我を援けしめんとしたれども、汝等然爲すを肯ぜざりき。」

二 我、之を見るや、わが生命を賭け、<sup>3)</sup> 進み行きてアンモンの裔等に當りしに、主之をわが手に付し給いしなり。我に何の非ありてか汝等起ちて我と鬪わんとはする。」と。<sup>4)</sup> かくて彼はガラードの人々を悉く己が許に召し集め、エフライムと戰いしが、ガラードの人々エフライムを擊破りぬ。これ、曾てエフライムが、「ガラードはエ

第十二章 1) エフライムは最も多數で、ヨズエに關係があると領内に契約の権が保管してあるのとで最も尊敬されていた一族であつた。それで萬事に優越を求め、他族を輕蔑してゐた。— 2) 本八・一。<sup>3)</sup> 原文「わが生命を己が手の中に置き」

フライムの脱走者にして、エフライムとマナッセとの中に住むなり。」  
と云いたればなり。五しかしてガラード人、よりて以てエフライムの歸

るべきヨルダンの徒涉場を占取し、エフライム方の人員、逃れて<sup>4)</sup>其處に來り、「乞う、我が渡るを許せかし。」と云うや、ガラード人之に、

「汝はエフライム人ならずや。」と云い、彼もし「然らず。」と云う時は落人。<sup>1)</sup>エフライム人は「スク」を「シユ」

六「さらば、スキボレト—譯せば穗<sup>5)</sup>—と云え。」と求めたり。されど彼同じ文字ながら、穂と云うを得ずして、「シボレト」と答へんか、彼等直に之を捕え、ヨルダンのその徒涉場に於いて殺せり。その時エフライム人の中、四萬二千人殞れたり。<sup>6)</sup>かくてガラード人イエフテ、六年の間

イスラエルを裁きけるが、終に死してガラードの己<sup>7)</sup>が市に葬られぬ。

八その後ペトレヘムのアベサン、りイスラエルを裁きたり。彼に息子三十人あり、なお娘三十人ありしが、之を外に出して夫に與え、またその息子等の爲に同數の妻を娶りて、之を己<sup>8)</sup>が家に納れぬ。<sup>9)</sup>かくて彼七

九八

年の間イスラエルを裁きけるが、一終に死して、ペトレヘムに葬られたり。

いつまで  
も裕福を

二二その後を繼ぎしは、ザブロン人アヒアロンにして、十年の間イスラエルを  
裁きけるが、二終に死してザブロンに葬られぬ。三彼の後にはファラトン人

確保した  
いと思つ

イレルの子アブドン、イスラエルを裁きたり。四彼に息子四十人、及び之より出でし孫三十人あり、仔驢馬七十頭に乗れり。<sup>9)</sup> 彼八年の間イスラエルを裁きけるが、五終に死してアマレクの山中<sup>1)</sup> エライムの地に在るファラト

たのであ  
る。  
・四参照

ンに葬られぬ。

## 第十三章

### サムソンの誕生。

一さるほどにイスラエルの裔等、また主の御眼前に惡を行ひしかば、主彼等を四十年の間<sup>2)</sup> フィリスト人の手に付し給えり。<sup>1)</sup> 二さて茲にサラ一人にてダンの族に、その名をマヌエと稱ぶ者ありしが、その妻は石婦なりき。<sup>3)</sup> 然るに主の使その女に現れて云いけるは、「汝は石婦にして子なし。されど汝

四

五

六

懷胎して一子を産まん。<sup>2)</sup> されば戒心して  
葡萄酒並に濃き酒をば飲むことなく、また  
すべて不淨なる物をば食することなかれ。<sup>3)</sup>  
<sup>玉</sup>蓋は汝懷胎して一子を産むべければなり。  
且それが頭には剃刀を觸るべからず。蓋し  
彼は母胎を出でし嬰兒の時より天主のナザ  
レ人たるべし。<sup>4)</sup> しかして自らフイリスト  
人の手よりイスラエルを救い始めん。」と。  
<sup>六</sup>女乃ちその夫の許に來りて彼に云ひけ  
るは、「その面天使の如くにして、いと畏  
ろしき天主の人<sup>5)</sup> わが許に來れり。我その  
誰なるか、何處より來れるか、またその名  
を何と稱ぶかを尋ねしに、彼我にそを告げ

<sup>2)</sup> この言葉とザカリアへの御告げとは著しく似て  
いる。—創一六・一一。母上一・二〇。路一・一  
以下。—<sup>3)</sup> 天主は子を産まんとする女には一時ナ  
ザレ人たることを(四節)、約束の子には終身ナ  
ザレ人たることを(五節)、求め給う。—民六・  
三、四。—<sup>4)</sup> その子には幼少の頃から天主に身を  
獻げた者、ナザレ人(別にするという意味のナザ  
ルから出た語)になつて貰いたいというのである。  
ナザレ人たる者は(民六・一以下参照)、葡萄酒  
や強い酒を飲んではならず、頭髪をのばし、屍體  
に決して觸れぬよう、注意しなければならなかつ  
た。通常ナザレ人には、一定期間誓願を立ててな  
るのであつて、一定の犠牲を獻げてそれを終えた  
しかしサムソンの例の示す如く、生涯ナザレ人  
たることもあつた(七節)。—<sup>5)</sup> 女は「主の使」す  
なわち天主御自身を「天主の人」すなわち預言者  
と思つた。しかしその威容から人間以上の者とい  
う印象を受けた。

んとはせずして、かく答えぬ、「視よ、汝懷胎して一子を産まん、汝戒心して葡萄酒及び濃き酒を飲むことなく、またすべて不淨なる物を食することとなれ。蓋しその子は母胎を出でし嬰兒の時より、その死する日迄、天主のナザレ人たるべし。」と。茲ににおいてマヌエ、主に祈りて申しけるは、「主よ、願わくは、汝の遣し給いし天主の人が再び來りて、生るべき子に就き我等の爲すべき事を我等に教えんことを。」と。<sub>九</sub>主乃ちマヌエの祈禱を聽容れ給いて、主の使、彼の妻の野に坐せる所に再び現れたり。されどその夫マヌエは之と共に居らざりき。さて女天使を見るや、一。急ぎその夫の許に馳せ行起ちてその妻に従い行きしが、その人の許に至りて、「卿はこの女に語りし者なるか。」と云いしに、「然り。」と答へぬ。<sub>一三</sub>マヌエ之に云いけるは、「卿の言の成就せん時、卿の子に何を爲さしめんとし給うぞ。また彼は何をか慎しむべき。」と。<sub>一三</sub>主の使マヌエに云いけるは、「汝の妻はわが彼女に告げたりし事をすべて慎しむべし。<sub>一四</sub>即ち凡て葡萄の樹より出る物は食すべからず。葡萄酒及び濃き酒を飲むべからず。また不淨なる

物を食すべからず。しかしてわが彼女に命じたる所を悉く果し守るべし。」と。一五 マヌエまた主の使に云いけるは、「願わくはわが願を容れ、我等をして卿の爲に仔山羊を調理えしめ給え。」と。一六 然るに天使之に答えけるは、「汝よしや我に強うとも、我汝のパンを食せじ。されど汝もし燔祭を獻げんと欲せば、之を主に獻げよ。」と。しかもマヌエはその主の使なることを知らざりき。一七されば彼に云いけるは、「卿の名は何と云うや、卿の言もし成就せば、我等卿を崇むべければ。」と。一八 彼之に答えけるは、「汝何故にわが名を尋ねる、そは『不思議』なり。」と。一九 茲においてマヌエ、畜群の中より仔山羊を執り、また灌祭の酒を執りて、之を岩の上に置き、主に獻げしに、主奇蹟を行ひ給いしかば、彼とその妻と見守りたり。二〇 即ち焰、

⑥ 天使達は、聖書によれば、人が彼らに獻げんと欲する犠牲を始終天主に歸する。—それは被造物としてかかる崇敬を受けてならないから。但一〇・一七一十九。默一九・一〇。二二・八一九などを参照。—カこの語の東國での慣用法に従えば、何か禮物を獻げて。民二二・一七など参照。今度はマヌエが天使を人間と思つた。—これは、全く異常な、超自然的種類のものをあらわしているので、『不思議』というのである。—創三二・二九。—司祭として獻げるのではなく、證人として。

祭壇<sup>10)</sup>より天に上れる時、主の使もまた焰の中に入りて上りしな

<sup>10)</sup>前に岩と云つてあ  
つた。—<sup>11)</sup>本六・二

○以下参照。—<sup>12)</sup>サ

ムソン（シエメシユ

即ち「太陽」から出

しことを悟れり。—<sup>13)</sup>よりて彼その妻に、「我等天主を見奉りたれば、

必ず死すべし。」と云いしに、—<sup>13)</sup>女彼に答えけるは、「主もし我等を

殺さんと欲し給わば、我等の手より燔祭及び灌祭を受け給わざりし

なるべし。また我等にこのすべての事をも、来るべき事とも、告げ

給わざりしなるべし。」と。—<sup>14)</sup>かくて女、子を産みて、その名をサ

ムソン<sup>12)</sup>と稱びしが、その子生い立ち行くに、主之を祝し給えり。

—<sup>15)</sup>しかして主の靈、サラートエスタオル<sup>13)</sup>との間なるダンの陣營に

於いて、—<sup>14)</sup>初より彼と共に在し給えり。

三一によれば、ここ  
にサムソンの墓があ  
つた。それで彼の兩  
親の住居もやはりこ  
こにあつたらしい。

## 第十四章

サムソン、フイリスト人の女を娶る——婚筵に謎を出す。

かくてサムソン、タムナタに下り、<sup>1)</sup> 其處にてフイリスト人の娘等の一人なる女を見、<sup>2)</sup> また上りて已が父已が母に告げて云いけるは、「我、タムナタにおひて、フイリスト人の娘等の一人なる女を見しが、乞う之をわが爲に妻として迎え給え。」<sup>3)</sup> と。<sup>4)</sup> その父母之に云いけるは、「汝、割禮を受けざるフイリスト人の中より妻を娶らんとするは、汝の兄弟の娘等の中、またはわがすべての民の中に、女あらざるが故にや。」<sup>5)</sup> と。されどサムソンはその父に云いぬ、「かの女、わが眼に適いたれば、之をわが爲に迎え給え。」<sup>6)</sup> と。然るに彼の兩親は、その事の主より出でたること、及び彼が

**第十四章** ①イスラエル人がフイリスト人の許に行つた一理由は、母上一三・二〇以下を見よ。②フイリストの女との結婚は、律法に明らかに禁じてないが、律法の精神には反していた。モイゼの五書の禁令はカナアンの女との結婚に對してである。ヘ出三四・一六。申七・二。四節の「その事主より出でたり」とは、サムソンがフイリスト人と縁を結んで、以て彼らに敵對する機會を得た限りにおいて云える。

フイリスド人に敵對する機會を求めて居ることを知らざりき。蓋し、

(3) 婚約のために。

(4) サムソンの超人的

當時はフイリスド人がイスラエルを治め居たるなり。茲においてサムソン、その父母と共にタムナタに下り行きぬ。<sup>3)</sup> かくて彼等、その邑の葡萄畑に到りけるに、視よ、若き獅子ありて、咆え猛りつ。彼に向かい來れり。されど主の靈<sup>レバ</sup>サムソンに臨み給いしかば、彼手に何の武器をも持たざるまま、仔山羊を幾片にも裂く如く、その獅子をば引裂きけり。但し彼は之をその父母に告ぐることを好まざりき。<sup>5)</sup> それより彼下り行きて、己が眼に適いたる女と語らいた。さて數日の後、之を娶らんとて歸り行くに當り、道を枉げたり。さて獅子の屍を見しに、視よ、獅子の口に蜂の群と蜜とありけり。<sup>6)</sup> かの獅子の屍を手に取りて、途すがら食い、且その父母の許に至りて之に分ち與えしかば、彼等もまた之を食いぬ。されど彼はその蜜を獅子の軀より取りしことは語るを欲せざりき。<sup>7)</sup> かくてその父か

な力は、天主に身を獻げた者に下つた主の靈の賜物であつた。されば彼は父母の行つたのと違つた道を取つていたのである。一の東國の炎熱では、獸の死骸が短い間に全く乾燥してしまふことも珍らしくない。彼らは「不淨な」蜜と知つたなら食べなかつたであろう。後にこの「謎」は漏れた。彼は父母には何も云わ

の女の許に下り行きて、その子サムソンの爲に饗宴を設けたり。蓋しかく爲すは、若者等の慣例なりしなり。二時にその處の市民等、彼を見て、その爲に三十人の友<sup>8)</sup>を連れ來り、之と一座せしめけるが、ニサムソン彼等に云いけるは、「我汝等に謎をかけん。汝等もし七日の饗宴の間に之を我に説き明さば、我汝等に三十枚の襯衣と同數の上衣とを與えん。」されどもし説き明すを得ずば、汝等我に三十枚の襯衣と、同數の上衣とを與うべし。」と。彼等之に答えけるは、「その謎を提出して我等に聞かしめよ。」と。

「彼乃ち彼等に云いけるは、「食する者より食物出で、強き者より甘き物出でたり。」と。然るに彼等三日間<sup>9)</sup>にこの謎を解くこと能わざりき。」と。されば七日目に及びて彼等の妻に云いけるは、「汝の夫に媚びて之を説き伏

なかつたが、妻には後に告げた。  
8)三十人も侍女郎や介添の若者がいるとは、かなりな盛宴。墳九・一五参照。昔の婚禮式。サムソンの友達は誰もサラードと共に彼に隨行しなかつた。それは多分彼のフイリストの女との結婚が、彼の同國人の反感を買つた爲であろう。かくて新郎はいわば自國の民を斷念したのであつた。——このヘブレオ原文は韻文で、二部から一つの詩ができていて、この謎を解くのが難いのは、通常食する者は食物を舞るばかりで出すことなく、強き者からは甘き物など期待されないからである。

せ、謎の意の何たるかを汝に告げしめよ。汝もし是爲すを肯わすば、我等汝と汝の父の家とを焚かん。汝等は我等の物を奪わんとて、我等を婚筵に招きたるや、如何に」と。一六よりて女サムソンの前に泣き且愁訴えて云

いけるは、「汝は我を嫌い、我を愛せず。さればこそ汝わが民の子等にかけたる謎を我に説き明さざるなれ。」と。されど彼答えけるは、「我はわが父母にも云うを欲せざりしものを、争ひでか汝に明かすを得んや。」と。

一セかくの如く女饗宴おんなよるまいの七日かの間、彼の前に泣きたるほどに、終に七日目かめに至りて煩わしさのあまり、彼説明しければ、女直おんなたまちにその同國人くにひとに告げ知らせたり。一ハ茲こゝにおいて彼等かれら、七日目かめ、日の没るに先立ち、彼に云いけるは、「何物なにものか蜜みつより甘き、何物なにものか獅子しより強つよき。<sup>10)</sup>」と。彼乃かれち彼等かれらに云いけるは、「汝等なんじらわが牝めずの犢こうしもて耕たんさきりしならば、<sup>11)</sup> わが謎なぞを曉さとらさりしならんに。」と。一九折おりしも主の靈れいに臨み給のぞいしかば、彼アスカロン12)に下り行き、其處そこにて男三十人よそを打殺うちころし、その衣服こころもを奪うばいて、謎なぞを解ときし者もの

10) これまた二部より成る詩で、語少くして完全に謎に答えている。  
11) サムソンも韻文を用いて  
12) も口惜しさ  
13) 答える。いか  
14) 韵文を活々と表す  
15) 同じ韻を踏んで。  
16) リスト人の五  
17) 主要都市の一  
18) つ。地中海に  
19) 臨み、タムナ  
20) タの南西約四十キロメート

共に與え、<sup>13)</sup> 激しく怒りてその父の家に土り行けり。<sup>14)</sup> さる程にその妻は彼の友にして婚筵の客たりし者の一人を迎えて夫となしぬ。<sup>14)</sup>

ルの所にある。<sup>13)</sup> この殘忍行爲は昔の習慣によつて批判せねばならぬ。フイリスト人はイスラエルの民の敵であり壓迫者であつたので、サムソンはその手からこれを救う召命を受けたのである。<sup>14)</sup> この女は彼に捨てられたようなので、すぐまたその父に、婚禮附添人三十人中の一人の許に嫁がせられた（本一五・二参照）。家族ならびにフイリスト人の禍の種になつた出来事。

## 第十五章

サムネン妻を拒まる—彼フイリスト人の麥を焼き、またその多數を殺す。

**第十五章** ①當時の習慣による贈物。創三八・一七参照。

一　さて少時の後、麥秋近き頃、サムソンその妻を訪わんとて來り、畜群の中より一頭の仔山羊を之に齎しがり、その平常

の如く女の閨房に入らんとするや、その父之を禁めて云い候。

るは、「我は汝がかの女を嫌いたりと思ひしにより、之を汝

の友に與えぬ。されど彼女に妹あり、彼女より若くして美し

ければ、彼女の代りに之を汝の妻とせよ。」と。

三 サムソン之

に答えるは、「今よりして、我フイリスト入て對し事な

かるべし。我必ず汝等に害を加えん。」と。

四 彼乃ち行きて

狐三百頭を捕え、

五 その尾と尾とを繋ぎ合せ、尾の間に炬火

を結びつけ、<sup>五</sup>之に火を點じて放ち遣り、<sup>4</sup>此處彼處と馳せ

廻らきしめしに、彼等忽ちフイリスト人の麥の中に入り行き

之に火を放けしかば、麥の既に運び集めたるものも、未だ莖

ながら立てるものも、悉く焼かれしのみか、火焔は葡萄畠や

橄欖の園までも焼き盡せり。<sup>六</sup>その時フイリスト人云いける

は、「かかる事を爲せるは何人ぞ。」と。或人彼等に答えけ

るいろ不當なことをしたから。「シユアリム」は狐でなく山犬をさすといち解釋者も少くない。そうとすれば、

この獸の捕獲がわかり易くなる。山犬は狐よりも大群をなして徘徊する。サムソンはこの獸を一時にではなく、漸次、異なる所で捕え、

また一群としてでなく、あちらこちらで放したものらしく、ためと相手の損害を一層

大きい。一襲撃を受けない大ならしめるため、多分夜間に。

九六七

るは、「かく爲したるは、タムナタ人の婿サムソンにこそ。蓋は彼その妻を取りて、他の人に與えたればなり。」と。茲においてフイリスト人等、上り行きてかの女とその父とを焼き殺せり。<sup>6)</sup> されどサムソン彼等に云いけるは、「汝等かく爲したれども、我なお汝等に仇を報いん。かくてこそわが胸愈えめ。」と。<sup>7)</sup> 彼乃ち彼等を打ちて大いに害を與えければ、彼等驚きて眸を腿につけたり。<sup>8)</sup> それより彼下り行きて、エタムの岩の洞窟に住めり。<sup>9)</sup> 折しもフイリスト人ユダの地に上り行き、後にレキ、即ち顎骨と稱ばれたる處に陣し、その軍そこに散兵せり。<sup>10)</sup> 然るにユダ族の人々彼等に云いけるは、「汝等何の故にか我等に敵對い上り來りしや。」と。彼等答えけるは、「我等はサムソンを縛りて、之にその爲したる所を報いんとて來れるなり。」と。ニ茲においてユダの者三千人エタムの巖の洞窟に下り行きて、サムソンに云いけるは、「汝はフイリスト人が我等を治め居ることを知らざるか。何故に汝かく爲すを欲した

(5) この不幸な女はかくの如くにして、夫の祕密を明かした場合に與えると威嚇されていた通りの責苦を受けた(6) 日本語で「足を空に」というように、大急ぎで逃げるのを形容した云い方。(7) 自分ゆえに誰をも危険に逢わせたくないのでは

(8) レキ。

9) 本一四・一四の如く詩の形。原文は次の如し。

驢馬の頸骨一つもて、

一山、二山を、

驢馬の頸骨一つもて、

千人を、我譯ち取れり。

千人は甚だ多きを示す概數。母上一八・七参照。

る。」と。彼之に云いけるは、「我は彼等が我に爲したる如く、  
彼等に爲したるなり。」と。二二彼等云いけるは、「我等は汝を  
縛りて、ファリリスト人の手に付さん爲に來れり。」と。サムソ  
ン之に云いけるは、「汝等誓いて、我を殺さじと我に約せよ。」  
と。二三彼等云いけるは、「我等汝を殺さじ、ただ汝を縛りて付  
さんのみ。」と。乃ち新しき繩二條をもて彼を縛り、エタムの  
岩より之を曳き行けり。三四かくて彼かの頸骨<sup>3</sup>という處に至り  
しを、ファリリスト人等聲をあげて出で迎えし折しも、主の靈彼  
に臨み給いしかば、彼を縛めたる繩は、さながら亞麻の火に近  
づく時常に焼くるが如く、切れ解けたり。二五彼在り合う一つの  
頸骨<sup>4</sup>、即ち驢馬の頸骨を見出して拾い取り、之をもて千人を殺  
し、一六しかして云いけるは、「驢馬の頸骨もて、驢馬の仔の頸  
骨もて、我彼等を滅ぼし、千人を打ち殺したり。」と。⑨この

言を歌い終るや、彼その手より頸骨を投げ棄て、その處の名をラマト・レキと稱びぬ。之を譯せば『頸骨の丘』なり。一八時に彼甚だ渴きしかば、主に叫びて云ひけるは、

「汝はその下僕の手にこのいと大なる救拯と勝利とを與え給えり、然るに視給え、我渴の爲に死し、割禮を受けざる

者の手に陥らんとす。」と。一九茲において主、驢馬の頸骨

にある臼齒を開き給いしに、水より流れ出でたれば、彼之を飲みて精神を爽かにし、力を回復せり。さればその

處の名は、『祈りて頸骨より得たる泉』と稱せられて今日に至れり。かくて彼、フイリリスト人の時代に二十年の間イスラエルを裁きぬ。<sup>(12)</sup>

○天主ならすべて可能なことである。そしてかく奇蹟としても奇蹟たる以上少しも變ではないしかし今日では他の譯を探るのがもつと普通である。それによると様子は違つて来るが、奇蹟たるに變りはない。曰く、「天主レキにある（岩の）凹める所を裂き給いしに、水そこより流れ出でたり。」<sup>(11)</sup>レキに。

<sup>(12)</sup>本一六・三一。

## 第十六章

サムソン、ダリラに欺かれて、ファイリスト人の手に陥る——その死。

或時あるときサムソン、ガザに行き、彼處にて一人の娼婦ひどりを見

その許もとに入りしが、<sup>1)</sup>ニファイリスト人等之ひとどらこれを聞くや、サムソンの邑まちに來れる由よし、彼等かれらの間に知れ渡あひだりしかば、彼等かれら之かれらを取圍とりかこみ、市まちの門もんに見張みはりを置き、其處にて終夜密よもすがらひそかに窺うかごわしめ、朝あしたに至いたりて彼の立ち出たる時とき之かれを殺ころさんとせり。<sup>2)</sup>然るにサムソンは眞夜中まよなかまで眠り、それより起き出でて、門の二つの扉とびらをその柱及び門はしらよよかんぬきもろとも抜取り之かれを己おのが肩かたに載せて、ヘブロンに向かえる丘の頂おかいたゞきまで擔にない行きぬ。<sup>3)</sup>その後彼はソレクの谷たにに住める女おんな<sup>3)</sup>を愛しけるが、その女名をダリラと云いえり。<sup>4)</sup>時にファイリスト人の長等おさたち、その女の許もとに來りて云いけるは、「彼かれを欺あざむき、<sup>4)</sup>

第十六章 ①彼の行爲は道德上痛歎に値する。幸い彼は悔悛し、その後立派な行動をして、それを償つた。<sup>1)</sup>誰も彼に近づき襲うことを敢てしなかつた。見張の者共

に上から石や飛道具で殺させようとしたのである。<sup>2)</sup>この女はサムソンに嫁いだといいう人もあれば、その妾であつたといいう人もある。もし後説が本當なら、その淫行の罰に主が彼女を用いて彼をその敵の手に渡し給うたのも驚くに足りない。<sup>3)</sup>また彼らは女を用いてサムソンを瞞そらとする。

その大力が何に宿れるか、また如何にせば我等彼に打勝ちて之を縛り苦しむるを得るかを、彼より聞き出せ。汝もし斯く爲さんには、我等各自銀千百枚<sup>まい</sup>すつ汝に與えん。」と。六茲においてダリラ、サムソンに云いけるは「乞う、汝の大力は何處に宿れるか、また汝、何を以て縛められなば、之を斷ち切ること能わざるか、そを我に告げよ。」と。七サムソン之に答えるは、「我、もし筋にて造れる繩の、未だ乾かずしてなお濕れるもの七條をもて縛められなば、他の人々の如く弱くならん。」と。八ファイリスト人の長等、乃ち彼の云いし如き繩を七條、女の許に持ち來りしかば、女之を以て彼を縛めしが、九人々その女の許に私かに待伏せして、室の内にて事の成行を窺いおりしに、女聲を揚げて彼に、「サムソンよ、ファイリスト人等汝を襲えり。」と云うや、彼忽ちその繩を断ち切りぬ、その様恰も撲りたる麻屑の糸を、火に觸れて断ち切るに似たり。かくの如くにして、彼の力の何處に宿れるかは、知られさりき。さればダリラ彼に云いけるは

銀八十キロ  
グラム以上。  
⑥サムソンがなぜこんな見  
えすいたお世  
辭に乗せられ  
たのか、イス  
ラエルの士師  
職に就いてい  
た人としては  
殆ど了解に苦  
しむ。一のサ  
ムソンは嘘を  
ついて云い遁  
れをする。

「視よ、汝、我を欺きて、虚言を告げたり。されどこの度はせめて、何を以て汝を縛ることを得んかを我に告げよ。」と。一二彼之に答えけるは、「我もし未だ用いしことなき新しき繩もて縛められなば、弱くなりて他の人々の如くならん。」と。二ニダリラそれを以て再び彼を縛り、さて叫びけるは、「サムソンよ、フイリスト人等汝を襲えり。」と。因に室の内にはまた待伏の人々備えありしなり。されど彼その繩を織糸の如くに斷ち切りぬ。一三ダリラまたもや彼に云いけるは、「汝何時までか我を欺きて、虚言を告ぐるぞ。何を以て汝を縛ることを得んか我に示せ。」と。サムソン之に答えけるは、「汝もしわが頭髮七本を紐と編み合せて、釘の周圍に結びつけ、之を地に打ち込みおかば、我弱くならん。」と。三四ダリラ乃ちかく爲して、彼に云いけるは、「サムソンよ、フイリスト人等汝を襲えり。」と。然るに彼睡眠より覺むるや、頭髮及び紐もろとも釘を引抜きけり。四五よりてダリラ彼に云いける

⑧) ダリラは本一五・一三にある出来事を知らなかつたのであろう。

⑨) 以上三つの答は全然出鱈目といふ譯でもなくて、やはり眞實を含んでゐる。サムソンの大力は頭髮に關連していた。その頭髮は編んで繩の上うにしてあつた。第三の答で、彼は力の祕密が頭髮に關係あることを明かす。

は、「汝の心我にあらざるに、汝如何にして我を愛すと云うや。汝我を欺くこと既に三度、汝の大力の何處に宿れるかを、更に告げんとはせざるなり。」と。  
一六かく女彼を太く惱まし、幾日も絶えず彼に附纏い、休憩う暇をも與えざりければ、彼の心魂衰え、死ぬるばかりに疲れ果てぬ。一七茲において彼、事の眞相を明かして女に云いけるは、「わが頭には曾て剃刀を觸れしことなし、そは我は母胎を出でし時よりナザレ人、即ち天主に獻げられたる者たればなり。もしわが頭を剃らば、わが力を去り、我も弱くなりて、他の人々の如くならん。」と。一八女ついに彼がその心を悉く己に打明けたるを見るや、フイリスト人の長等の許に人を遣りて云わしめけるは、「今こそ彼、我にその心を告げたれば、なお一度上り来れよかし。」と。彼等乃ち、約したる金を携えて上り行きぬ。  
一九さて女は彼を己が膝の上に眠らしめ、その頭を己が懷に凭らしめて、剃手を呼び、その頭髪七本<sup>10)</sup>を剃り落し、然る後彼より離れんとして之を己が身より押し除け始めたるに、寛にその力早くも彼を去りてありき。  
二〇女乃ち「サ

10) 七は完全數であるから頭髮全部の意。  
天主はイスラエルをフイリスト迫から人への壓迫から救い出すためサムソナには驚かべき

ムソンよ、フイリスト人等汝を襲えり。」と云うや、  
彼、睡眠より覺めてその心の中に云いけるは(12)「我、  
前に爲したる如く、出でて身を振わん。」と。蓋し彼  
は主がその身を離れ給いしを知らざりしなり。(13)茲迄  
おいてフイリスト人等彼を捕え、直にその眼を抉り出  
し、之を鎖もて縛め、ガザに引き行き、獄に幽閉めて  
磨を引かしめぬ。(13)然るにその頭髪、既にして再伸  
び始めるが、(13)折しもフイリスト人の長等相集まり

その神ダゴン(14)に大なる犠牲を獻げ、且祝宴を張らん  
として云いけるは、「我等の神は我等の敵サムソンを  
我等の手に付し給えり。」と。(15)民もまた之を見るや  
その神を讃めて、同じく云いけるは、「我等の神は我  
等の仇、我等の國を滅ぼして數多の人を殺したる者を

力を賦與してお置きになつた。サムソンがこの賜物を保持していたのは  
他人の益のためであつたので、彼自身の成聖には關係がなかつた。けれども天主はこれにナザレ人の生活をするという條件をつけて置かれた。する事であつた。天主は最も重要な印を捨てた時、天主はその力をお取り上げになつた。(12)考えるには。(13)これは女や奴隸の仕事であつた(出一一・五参照)。  
(14)ダゴンはダグ(魚)から出た語で魚の神。フイリスト人の主要な國神であつた(母上五・一以下、代上一〇・一〇参照)。彼らはこれを下半身魚の形をした人の姿に描いて、祀つた。(15)これが特に祝賀の理由。

二五

我等の手に付し給えり。」と。二五かくて祝宴に歡を盡し、既にして食を撮り終るや、彼等サムソンを呼びて、己等の前に演技を爲さしむべしと命じければ、<sup>16)</sup> 彼、獄より引き出されて、彼等の前に演技を爲しが、彼等之を一本の柱の間に立たしめたり。<sup>17)</sup> 時に彼、己が歩む手引をなしたる少年に云いけるは、「我をして、この全家屋を支うる柱に觸れしめ、<sup>18)</sup> 之に凭りて少時憩わしめよ。」と。ニセさてその家には、男女充滿ち、フイリスト人の長等も其處に居りしのみならず、更に男女約三千人屋根及び家の高處より、サムソンの演技を見成りてありき。二八然るに彼主を呼び願いて云いけるは、「主なる天主よ、我を憶え給え、わが天主よ、わが舊の力を、今まで我に返し授け、我をしてわが敵に仇を復さしめ給え、わが兩眼を失えるに對して、一度復讐を遂げしめ給え。」と。二九彼乃ちその家を支うる兩の柱に手をかけ、その一つを右手もて、今一つを左手もて掴み、ミー・フイリスト人等と共に我死なん。」と云いて、そ

<sup>16)</sup> 彼を嘲弄する  
ために。 — <sup>17)</sup> フイリスト人の文化はクレタ及びミケネ文化から出ているので、この家もそれに應じてミケネ式寺院風に建てられていたらしい。それは二本の柱で支えられた玄關付きの一つの廣間から成つていた。柱は木製で、低い臺石の上に立っていた。

三〇

二九

二八

二七

二六

の柱を強く搖るや、家は長等一同、及び其處に在りし殘餘の群衆の上に崩れ落ちたり。<sup>(18)</sup> かくて彼は死する時に、その生前に殺したりしよりも多くの者を殺せり。三一茲においてその兄弟<sup>(きょうだい)</sup>及び親戚<sup>(しんせき)</sup>一同、下り行きてその遺骸<sup>(なきがら)</sup>を取り、<sup>(19)</sup> サラーとエスターとの間なる、その父マヌエの墓所に葬りぬ。因に彼は二十年の間、イスラエルを裁<sup>(さす)</sup>きたりき。

## 第十七章

ミカの偶像の由來、及び若きレビイ人。

一その頃エフライムの山地に、名をミカと云える人あり  
ニその母に云いけるは、「汝曾て己が爲に銀千百杖を取除<sup>(とく)</sup>  
け置き、それに就きわが聞ける所にて誓<sup>(ちか)</sup>いしことありし  
が、<sup>(み)</sup>視よ、我之を獲<sup>(え)</sup>て、そはわが許<sup>(もと)</sup>にあり。」と。然る

<sup>(18)</sup>彼は心から痛悔して斬つたおかげで、その頭髪がまた伸びたのにつれて、或る程度天主への献身者たる身分を回復した。従つて慈悲深い天主は御民の救いのため超自然的恵の賜物をも再び授け給うたのである。<sup>(19)</sup> フイリスト人が引渡してくれたので。

第十七章 ①それがなくなつたので、汝は私を盜人として呪つている。

三

四

五

六

に母は云いぬ、「わが子主によりて祝せられよ  
かし。」と。<sup>(2)</sup> 三茲において彼その母に之を返し  
たるに、母彼に云いけるは、「我ばこの銀を主  
に獻げ奉り、誓いけらく、<sup>(3)</sup> わが子之をわが手  
より受けて、<sup>(4)</sup> 彫物と鑄物との神像<sup>(5)</sup> を造るべ  
し。」と。されば我今之を汝に付す。」と。<sup>(4)</sup> 彼  
またそれをその母に返しけるに、母、銀二百枚  
を取りて、之を銀細工師に與え、それを以て、  
彫物と鑄物との神像を造らしめ、ミカの家に  
置けり。<sup>(5)</sup> 彼また其處にその神の小さき祠を別  
に築き、なお肩衣<sup>(エフオド)</sup>と、テラファイムと、<sup>(4)</sup> 即ち司  
祭の衣服と、偶像とを造り、己が子等の一人の  
手に充满して<sup>(6)</sup> 之を司祭と爲しぬ。其の頃

<sup>(2)</sup> 彼が正直に白狀したので、母はこれを赦し呪咀を撤回した。<sup>(3)</sup> 十誠に嚴禁してある。イスラエル人の用いた偶像は、通常木彫でそれに金か銀が被せてあつた。モイゼに焼かれた金の犢の條(出三二・七以下)参照。ミカが神像を、彫つた物一つと鑄た物一つと、合せて二つ造らせたと解する人もある。それは接續詞 atque が複數を暗示しているからである。しかしこの語は形容詞「彫りたる」と「鑄たる」とを結合するものとも取ることができ。また例えば三節末の「trade illud tibi 我之(單數)を汝に渡す」或は一八・二〇、三〇の暗示するよう、テラファイム及び偶像のほかに本當の神像はただ一つしかなかつたと考える人もある。<sup>(4)</sup> 家庭に安置して祝福や幸福を祈り求める用に供した小偶像。<sup>(5)</sup> 所定の司祭別典禮に倣つて供物を。利八・二七参照。

はイスラエルに王あらざりき。しかして人各自、己に正しと見ゆる所を行えり。<sup>(6)</sup> 茲にまた別にユダ領べ

トレヘムより出でてその族なる青年ありしが、彼はレビイ人にして其處に住めり。<sup>(7)</sup> 彼ベトトレヘムの市を出でて、何處にもあれ己に便宜と思う所に滞留らんと欲し、<sup>(8)</sup> 旅してエフライムの山に至り、稍途を柱げてミカの家に入りしに、<sup>(9)</sup> その何處より來れるかを、彼に問われしかば、答えて曰く、「我はユダ領ベトトレヘムのレビイ人にして、能うべくんば、わが爲によき處を見出して其處に住わんとて行くなり。」と。<sup>(10)</sup> ミカ乃ち云いけるは、「わが許に留まりてわが爲に父たり司祭たれ。<sup>(11)</sup>さらば我年毎に銀十枚と、衣服二襲と、生くるに必要な物とを汝に與えん。」と。<sup>(12)</sup> 彼承引き

<sup>(6)</sup> 筆者は當時イスラエルにまだ王といらものがなかつた事實を擧げて、この律法に反する状態を説明する。

トトレヘムはレビイ人の町ではないから、彼はただ寄留者としてそこに住んでいたのである。<sup>(7)</sup> 不景氣で、レビイ人の十分の一税も納入不規則であつた。尼一三・一〇十一一参照。その上この青年は輕卒で、移り氣で、信心も淺かつた。<sup>(9)</sup> この二名詞はいつの時代でも、またいずれの宗教でも、一緒にして用いられた。司祭が父とよばれるのは、尊敬のためである。ミカは自分め立てた司祭が（五節）、何の權も有していないことを遺憾に思ひ、それをレビイの子孫で補おうとしきりに熱望したのである。<sup>(12)</sup>

て、その人の許に滯留り、之が爲にその子の一人の如くになりぬ。<sup>11)</sup> さればミカはその手に充满し、<sup>10)</sup> その青年を司祭として已が許に居らしめ、<sup>11)</sup> さて云いけるは、「今ぞ我は知る、天主に恩惠を下し給わん、そは我にレヴィ族の司祭あればなり。」と。

## 第十八章

ダンの人々出でてライスを攻め、途中ミカよりその司祭と神々とを奪う。

一その頃イスラエルには王なかりしが、ダンの族は已が住むべき相傳の地を求めたり。蓋し彼等は、他の諸族の中に伍しながら、その日に至るまで、領分を受けざりしなり。<sup>11)</sup> ダンの裔等乃ちサラー及びエスターより、已が一門一族の中なる剛毅の士五人を遣し、地を窺いて以て詳密に探らしめんとし、彼等に云いけるは「行きて地を探れ。」と。彼等行く行くエフライム

第十八章 ①ダン族も領地を與えられたが（書一九・四〇以下）、アモル人に一部そこから逐い出されていた本一・三四、

<sup>11)</sup> 本章註五参照。  
<sup>10)</sup> このレヴィ人は、司祭になり、しかも禁じられている偶像に仕えたから天主の掟を破つた。

の山に至り、ミカの家に入りて其處に憩えり。三時に彼等レヴィ人なるかの青年の聲を聞き知りてその許に宿り、之に云いけるは、「誰が汝を此處に連れ來りしか。汝此處にて何をか爲す。何が故に汝此處に來らんと思立ちしそ。」と。彼之に答えるは、「ミカわが爲に云々の事をなし、そ彼等、主に伺いを立てて、その行く旅路に幸ありや、事果して成るやを知らしめよと、彼に願いぬ。彼之に答えるは、「安んじて行け。主は汝等の途と、その行く旅とを替し給う。」と。せよりてかの五人は、行きてライス<sup>2)</sup>に至り、其處に住める民を見しに、何の危懼もなく、シドン人の氣風の如く安んじて穏かに、彼等に敵對う者全くなく、大いに富み、シドン及び他のすべての人より遠く隔れり。ハさて彼等、サラートエスタオルとに在るその兄弟等の許に歸りしに、兄弟等之にその爲しし所を訊ねたれば、彼等答えるは、「起て、いざ、彼等の所に上り行かん、我等、寔に立ちしそ。」と。彼之に答えるは、「ミカわが爲に云々の事をなし、そ彼等、主に伺いを立てて、その行く旅路に幸ありや、事果して成るやを知らしめよと、彼に願いぬ。彼之に答えるは、「安んじて行け。主は汝等の途と、その行く旅とを替し給う。」と。せよりてかの五人は、行きてライス<sup>2)</sup>に至り、其處に住める民を見しに、何の危懼もなく、シドン人の氣風の如く安んじて穏かに、彼等に敵對う者全くなく、大いに富み、シドン及び他のすべての人より遠く隔れり。ハさて彼等、サラートエスタオルとに在るその兄弟等の許に歸りしに、兄弟等之にその爲しし所を訊ねたれば、彼等答えるは、「起て、いざ、彼等の所に上り行かん、我等、寔に

2) ライスは後のダン、今日のテル・エルカディで、ヘルモン山麓、ヨルダン河の發するあたりにある。

3) ライスはシドンの植民地であつたらしく、その住民は當時平和を愛すること、戰争よりも商業を好む首都の人々と同様であつた。

その地の甚だ豊沃にして穀り多きを見たり。安閑として機を逸するなかれ。い  
 一。さ、我等行きて取らん。難き事つゆばかりも非ざるべし。一。我等はいと廣き地  
 に安んぜる民の許に至らん。主その所を我等に付し給うべし、其處には地に生  
 二。ずる物一として缺くることなし。」と。二茲において、ダンの族より、即ちサ  
 ラリとエスタオルとより六百人、武器に身を固め、戦わんとて出征き、三上り  
 三。テニダのカリアティアリムに陣せり。故にこの處は、その時より、ダンの陣營  
 と名づけられ、カリアティアリムの背後<sup>4</sup>にあり。三彼等は其處よりエフラ  
 四。イムの山地に進みしが、ミカの家に至るや、四裏に遣されてライスの地を窺い  
 五。し五人の者、残餘の彼等の兄弟等に云いけるは、「汝等は知るや、これらの家  
 には、肩衣、テラフィム、及び彫物と鑄物との神像あるなり。汝等の好じと思  
 うまに計らえ。」と。五彼等乃ち稍途をまげて、ミカの家に居るかのレヴィ  
 六。人なる青年の家に入り、之に言やさしく挨拶しけるが、一六武裝せる六百人は門  
 七。前に立ていり。一七さて青年の家に入りたる人々は、彫物と鑄物との神像、肩衣、  
 一七。一六。一五。一四。一三。一二。一一。一〇。九。八。七。六。五。四。三。二。一。

(4)カリ  
アテイ

アリム

アリム

及びテラファイムを取らんとしたるに、その間司祭は門前に佇みおり、

一八  
またかの六百人の勇士も、程遠からぬ邊に控えたり。かくの如く

入りたる人々、彫物と鑄物との神像、肩衣、及び偶像を取りしかば、

一九  
司祭彼等に、「汝等何をか爲せる。」と云いしに、彼等答えるは、

「黙して汝の口に指を當て。我等と共に來れ、さらば我等汝を父と

も司祭ともせん。一人の家に司祭たると、イスラエルの一族一門に然

ると、汝にとりて孰れかよき。」と。彼之を聞くや、彼等の言を容

れ、肩衣と、偶像と、彫像とを取りて、彼等と共に去りぬ。かく

て彼等、子等と家畜と貴重なる物とを己が前に立てて進みけるが、

三既にしてミカの家より遠く隔りたる時、ミカの家に住める人々、聲

を擧げて彼等を追い來り、その後より呼わり出でければ、彼等振返

りて、ミカに向かい、「汝に何事ありや。汝何が故に叫ぶ」と云いし

に、  
二四  
彼答えるは、「汝等、我が己の爲造りし神々と、司祭と、わ

沈黙をあらわす

のにどこでもする

自然な動作。百二

一・五。二九・九。

箴三〇・三二参照。

彼は偶像で安全

に生活を維持し得

たのであるから、

彼らがそれを持ち

去ろうとした時に

は愕然としたが、

今はミカに告別の

辭を云うのさえ忘

れる位に喜んで。

即ち司祭職の理想

など全く失せてい

た。

が有てるすべての物とを奪いながら、『汝に何事ありや。』と云うや。』

三五 時にダンの裔等彼に云いけるは、「汝慎しめよかし、重ねて我等に云うな

かれ、然らずば、人々怒りて汝を襲い、汝も汝の家のすべての者も滅ぶること

とあらん。』と。二六 かくて彼等、始めし旅を續けたり。されどミカは、彼等

が己よりも強きを見て、その家に歸りぬ。二七 さてかの六百人は、司祭及び前

に述べたる物を携え、ライスに來りて安穩にして油斷せる民の許に至り、剣

の刃にかけて之を擊滅ぼし、またその邑には火を放ちしが、二八 救援する者絶

えて無かりき。是、彼等の住めるがシドンを去ること遠く、且、何人とも交

際、通商あらさりしによりてなり。さてその市はロホブの地にありしが、彼

等之を建て直して其處に住み、二九 イスラエルの生みしその父祖の名に因みて

市の名をダンと稱びたり。之は舊ライスと云えり。三〇 彼等乃ち己が爲にその

彫像を安置し、モイゼの子なるゲルサムの子ヨナタンとその裔等とを立てて

ダンの族の司祭となし、彼等が捕虜となる日今まで及びぬ。三一 しかして天

8) 捕囚は  
彼らが偶  
像禮拜を  
した罰。

この捕囚

は二百年  
後サルマ  
ナツサル

に敗れた

あのそ

れではな  
くて、そ

れ以前の

ト人によ

るものの。  
フイリス

母上四。  
一一、二

主の家いえがシロに在りし間常に、<sup>あいだつね</sup>ミカの偶像は依然として彼等かれらの許もとにありたり。その頃ころイスラエルには王おうあらざりき。

## 第十九章

ガバ一人、レヴィ人の妻を犯し、全イスラエルの義憤を招く。

茲しづに或あるレヴィ人ひどありて、エフライム山さんの邊はざみに住みおりしが、ユダ領りょうペトレヘムより妻つま<sup>1)</sup>を納なれけるにそその女め彼かれを棄きて、ペトレヘムなるおのが父ちちの家いえに歸かり、その膝下ひざもとに留とどまること四箇月よつげに及およべり。<sup>三</sup>茲しづにおいて、その夫おつとおんな女めと和睦わほくし、之これを宥なだめ、己おのれと共に連れ歸からんと欲ほし、下僕しもべ一人ひとりと驢馬ろうば二頭とう<sup>2)</sup>とを伴いて、女めを追おい行きしに、女め、彼かれを迎むかえてその父おの家いえに導みき入れたり。岳父おとこ之それを聞ききて彼かれを見るや、喜よび

二参照。天主は氣長く待ち給う。  
①幕屋は、フイリスト人がシロを荒らし、櫛を持ち去るまで、同市にあつた。

母上三・三一・四・三等参照。

第十九章 ①原本によれば、「妾」。本章一一、二四兩節参照。②一頭はレヴィ人の乗用に、他の一頭は歸途女を乗せてくるため。

四　びて來り遇い、<sup>3)</sup> 四　その人を抱擁えぬ。かくて婿はその岳父の家に、三日のか  
聞滯留まり、之と共に食し、打解けて飲みけるが、  
五　四日目に至り、朝未

3) そうでない  
と父は結納を  
返さなければ

は通常旅人は朝まだきに出立する。

立する。  
5) 岳父はまた  
も全く彼を娘  
のものにしよ  
うとする。  
6) 夕方。父は

いけるは、「請う、今日は此處に留まれ、我等共に樂しまん。」と。然るに彼は起き上りて、出發の準備に取りかかりぬ。さりながら岳父はなおも切に彼を引留めて、己が許に滯留まらしめたり。元きて翌朝となるや、レヴィ人旅の仕度を整えしに、岳父またもや之に云いけるは、「請う、些か食物を攝りて力をつけ、日の昇くるを待て、然る後汝出發つべし。」とかくて彼等共に食しぬ。青年いよいよ己が妻及び下僕と共に去らんと立上りしに、岳父またまた之に云いけるは、「視よ、日傾き沈まんとして暮近し。今日もまたわが許に留まりて、樂しく日を過せ、しかして明日出

かくて彼等共に食しぬ。青年いよいよ己が妻及び下僕と共に去らんと立  
上りしに、岳父またまた之に云ひけるは、「視よ、日傾き沈まんとして」  
暮近し。今日もまたわが許に留まりて、樂しく日を過せ、しかして明宵出

其の上に、今更にアーチカル語を習うよりも、樂しく日を過せ。しかしもて明白

「發ちて汝の家に行くべし。」と。一〇。婿はその言を容れんとせずして、直に出来りしが、之はまたの名をイエルサレムとも稱ぶなり。ニ既にして彼等イエバスの邊に至りしに、日暮れて夜となりしかば、下僕その主人に云いけるは「いざ來れ、請う、我等イエバス人の邑に立寄りて、彼處に宿らん。」と。二二。主人之に答えけるは、「我は、イスラエルの子孫ならざる他國の民の邑に入らじ、ガバーマで進み行き、<sup>二三</sup>彼處に至りし時、我等其處に宿らん。然ちすば、せめてはラマの邑に宿らん。」と。<sup>二四</sup>かくて彼等イエバスを通り過ぎ、始めし旅を續けけるが、ベンヤミン族の領なるガバーマの邊に至りし時、自沈みたり。二五よりて彼等、其處に宿らんとて之に赴きしが、入りて市の街路に坐しぬ、そは誰も彼等を迎えて宿らしむる者なかりしによりてなり。<sup>二六</sup>折しも視よ、日暮に烟仕事より歸り來れる一人の老人現れたり、之もまたエフライム山の者なるが、寄留人としてガバーマに住みおれり。但しその地

さればこの町はまだユダ

かベニヤミンのも

のではなかつた。

(8)天主の命じ給うた如く。

申一〇。

一九参照

⑨故にそのレビイ人の同族

一七

方の人々はイエミ<sup>10)</sup>の子孫なりき。一七さてかの老人、目を翹げて、包をもてる人が市の街路に坐せるを見、之に云いけるは、「汝、何處より來れるぞ、また何處に行くや。」と。一八彼、之に答へけるは、「我等はユダ領ベトレヘムより來りて、エフライム山の邊なる我等の處に行かんとす、我等は即ち其所よりベトレヘムに行きしなり。我等今天主の家に行くなるに、我等を迎えてその屋根の下に入れんとする者なし。一九我等には驢馬の飼料に宛つべき藁も乾草もあり、また我と汝の下女、及び我と共になる下僕の用に供すべきパンも葡萄酒もあり、宿る處の外には缺くる物なし。」と。二〇老人之に答へけるは、「汝安かれ。必要なる物は我悉く之を備えん。ただ願わくは、街路に留まるなけれ。」と。二一乃ち彼をその家に導き入れ、驢馬に飼料を與え、彼等がその足を洗いし後、<sup>12)</sup>饗應して之を接待しぬ。二二彼等樂しみて、旅の艱難の後、食物飲物に體力を回復したる折しも、ペリアルの子なる（即ち放縱なる）その市の人々來りて、老人の家を圍み、戸を叩き始め、家の主人に呼

<sup>10)</sup>ベンヤ  
ミン。

<sup>11)</sup>かの女

の住居は  
契約の櫃  
のあつた  
シロの附  
近にあつた。

<sup>12)</sup>その地  
方で客を  
もてなす  
のに、ま  
ずなすべ  
き義務。

わりつつ云いけるは、「汝の家に入りたる人を引出せ、我等之を犯さん。」と。<sup>13)</sup>

時に老人、彼等の許に出で行きて、云いけるは、「否、<sup>13)</sup>

兄弟等よ、かかる惡はなす勿れ、そはかの人客としてわが許に入りた

ればなり。さればかかる愚かなる事は思ひ止まれかし。<sup>14)</sup>

三五

我に處女

なる娘あり、かの人に妾あり。我、彼等を汝等の許に連れ出さん、故

に汝等之を辱しめて汝等の慾を満すべし。ただ願わくはかの人に、自

然に悖るかかる罪悪を行なかれ。」と。<sup>15)</sup>

三五

彼等、その言を容れんと

せざりしかば、かの人に之を見て、己が妾を彼等の許に連れ出し、之

を彼等の惡行に委ねしに、彼等終夜之を犯し、朝に至りて之を放ちや

りぬ。三六 然るにその女は、夜の明方にその主人の宿れる家の門口まで

來りて、其處に打倒れぬ。三七 朝に及び、かの人に起き出でて、その始め

し旅を終えんものと、戸を開きけるに、視よ、その妾、門前に仆れ

て手を闕の上に擴げたり。三八 彼、女が熟睡せりと思ひて、之に「起き

り會てロトの家に入る時（創一九・十一三）に起つた情景を思わせる事件の始まり。

14) 創一九・五。

15) 兩者共に、不當

な許されぬ手段を

選ぶが、客人を戒

めで惡をさせまい

とする心がけは賞

すべきである。こ

の兩人が困つてしま

たのか、恐れてし

らすにしたのか、それは聖書に記してない。

よ、いざ我等往かん。」と云いしかど、何の答もなかりしかば、其の死せる事を知りて之を取り、己が驢馬に載せてその家に歸れり。<sup>(2)</sup> かくて其處に至るや、剣を取りて、妻の屍をその骨諸共、十二の部分に切り分ち、之をイスラエルのすべての地方に送りぬ。<sup>(16)</sup> 三〇さて各人之を見るや、皆聲を合せて叫びけるは、「我等の父祖がエジプトより上り來りし日より、今日に至るまで、イスラエルにかゝる事の行われし例は曾てあらざりけり。<sup>(17)</sup> 論を爲して、相共に、爲すべき事を定めよ。」と。

<sup>(16)</sup> 各族に知らせを齎した使者たちは、死骸の一部を見せたので民一同は奮い立つて罪惡を罰しようとするに至つた。<sup>(17)</sup> 屍には何人も觸れてはならなかつたが、今屍の一部を持參したので誰も皆どういら譯かと問ひ、罪人に對して烈火の如く怒らざるを得なかつた。

## 第二十章

イスラエル人のベンヤミン人を罰せんとして戰う。

茲においてイスラエルの裔等皆、ダントよりベルサベに至るまで、またガラードの地よりも、恰も一人

第二十章 ライス・ダンはパレスチナの北端にあつたハ本一

の如く出で來り、マスファにおいて主の御許に集いぬ。即ち民の長等おさたち一同及びイスラエルの諸族、天主の民の集いに來り會しけるが、戰爭に堪うる歩兵四十萬ありき。三イスラエルの裔等おららがマスファに上れることは、ベンヤミンの裔等にも亦隠れなかりき。四さて、殺されしかの女の夫なるレヴィ人は、如何にしてかくも大なる罪惡の犯されしかを問わるるに及んで、四答えるは、「我わが妻と共にベンヤミンの方バトに至り、其所に宿りしに、五視よ、その市の人々夜にわが滯在まれる家を圍みて我を殺さんとし、信じ難きまで情慾の激するまことに、わが妻を犯して終に死に至らしめたり。六よりて我、女を取りて幾片にも切り分け、その分けしものを汝等の領地の諸方の境界に送りぬ、そは、イスラエルにかかる罪惡、かくも大なる惡事の行はれしこと、未だ曾て有らざればなり。セイスラエル

八・六)。—2パレスチナの南端にあつた(創二二、二八)。ヨルダンの此方

3ヨルダンの彼方の地。

4マスファはイエルサムから北西へ二時間の所

ガバーから西へ一時間半ばかりの所にあつた。土

何九・九。原語アラビア

「碑石」の義。下のベンヤ

ミン族の人々もまた他族同様會議に招かれたに違

いないが、前後の關係を見ると、ガバーの同族の肩を持つて、傲然そぞに赴くのを拒否したことがわかる。

の子孫よ、汝等は皆此處に在り、汝等の爲すべき事を定めよかし。」

と。八時に民みな起ちて、一人の聲の如くに答えけるは、「我等は己が天幕に歸らじ、また誰も己が家に入らざるべし。且、我等相共にガ

バ一に對して是なさん。」即ち我等、イスラエルの諸族の中より、百

人に就き十人、千人に就き百人、萬人に就き千人を取りて、軍の糧

食を持ち來らしめ、以てベンヤミンのガバ一と戰い、その己が罪惡に對して受くべき報を之に加えん。」と。ニ茲においてイスラエルは、

皆さながら一人の如く、同心一意、かの市の邊に相集まりぬ。ニ彼等

乃ちベンヤミンの全族に、使者を遣して之に云わしめけるは、「汝等

の中に、かかる罪惡の見出されたるは何ぞや。」三この恥すべき罪を

犯したる、ガバ一の人々を付せ、これ彼等が死して、イスラエルより

惡の除かれんためなり。」と。されど彼等は、その兄弟なるイスラエ

ルの裔等の命令を、聽容るるを欲せざりき。一頃え、その領内なるす

7) 我らがこの惡事に報復せぬ内は。姦淫は死刑を以て罰せらるべきものであつた、強姦はなおさらそうである。兩關係者及びその刑罰からこれを庇おうとした者も、同じ罰に處せられた。

8) 汝らの中に起つた、かかる惡事をいつまでも罰せずにおくのは、どういう譯か？

べての邑々より、ガバーに集まり、之を援けて全イスラエルの民と戰わんと

せり。一五さてベンヤミンは、劍を抜く者二萬五千あり、外にガバーの住民の、

一六武勇優れし者もの七百人ありしが、之は右手と等しく左手にても戰い、投石器を

以て石を投げては、髮一筋にも當て得るほど正確にして、その投げし石は決し

て他側に逸るることなかりき。<sup>10)</sup>一七またベンヤミンを除きしイスラエルの人

々は、劍を抜く者四萬ありて、戰爭に備えたり。一八彼等起ちて、天主の家、即

ちシロに至り、天主に伺いを立てて、<sup>11)</sup>「我等が軍勢に將として、ベンヤミンの

裔等と戰うべきは誰ぞや。」と云いしに、主之上に答ひえ給たまいけるは、「ユダ、汝等

に將たれ。」と。一九よりてイスラエルの裔等、直に翌朝起き出するや、ガバー

の邊に陣し、<sup>20)</sup>其處より、ベンヤミンと戰わんとて出で行き、その邑を攻め始

めたり。三然るにベンヤミンの裔等は、ガバーより出で來りて、その日イスラ

エルの裔等の中、二萬二千人にんを殺せり。三イスラエルの裔等は、己が力と數と

を持みて、嚮に戰いしと同じ處に、再び戰列を布きけるが、三ただ之に先立ち

八・二  
○参照

○書一

10) 昔の

軍隊に

はみな

それぞ

れ投石

手の隊

があつ

た。

11) 大司

祭によ

り。

て、上り行き、主の御前において夜に至るまで泣き、之に伺ひを立てて云いけるは、「我、なおも出で行きて、わが兄弟なるベンヤミンの裔等と戰うべきや、否や。」と。主乃ち之に「彼等の所に攻め上り、戦鬪を交えよ。」と答え給いぬ。茲においてイスラエルの裔等、次の日出で行きてベンヤミンの裔等と戰いしに、<sup>二五</sup>ベンヤミンの裔等ガバーの門より打つて出で、彼等に出で會い、之が大殺戮を行ひて、劍を抜く者一萬八千人を屠りぬ。<sup>12)</sup><sup>二六</sup>さればイスラエルの裔等、皆天主の家に<sup>13)</sup>至り、主の御前に坐して泣き、その日の夕まで斷食し、主に燔祭と和祭の犠牲とを獻げ、<sup>二七</sup>己が形勢に就きて之に伺いを立てたり。當時主の契約の櫃は其處に在りて、<sup>二八</sup>アーロンの子なるエレアザルの子フイネエス、その家を掌れるなり。かくて彼等主に伺いを立てて、「我等なおも出で行きて、我等の兄弟なるベンヤ

<sup>12)</sup>天主はイスラエル人に何故敗北をお容しになつたか。天主は二三節で勝利を約束しておいでになるが、最初の會戦のはにはその通りになさらなかつた。母上三・一一一四・一参照。イスラエル人はミカの偶像禮拜を見のがしておいたその無闇心ゆえに罰を蒙つたのである。一七章には罪が、一九章には罰が、記してある。一七章には惡事のことだけ述べて、罰が書いてないので、一九章にはその罰が記してあるのである。

<sup>13)</sup>ベテルに。

ミンの裔等と戰うべきや、或は之を止むべきや。」と云いしに、主之上に曰ひけ

<sup>14)</sup>今、

るは、「上り行け、我、明日は彼等を汝の手に付さん。」<sup>14)</sup>と。二九よりてイスラ

勝利を

エルの裔等、ガバード市の周圍に伏兵を置き、三〇一度目及び二度目の如く、三度

明らか

目にまたベンヤミンに對して軍を進めたり。三一時にベンヤミンの裔等は、敢然

に約束

市より打つて出で、敵の逃ぐるを遠方まで追い行きて、一日目及び二日目の如

し給う

く、之に損傷を與え、一つはベテルに、一つはガバードに至る兩の道より、その

に逃げ走るを散々に打破りて、三十人ばかりを殲せり。三二蓋し彼等はその者共が

ものと

例の如く敗走したりと思ひしなり。されど彼等は、相手を市より誘き出し、逃

ぐと見せて之を前述の道に引き寄せんと圖り、巧みに敗走を裝えるなりき。

三三茲においてイスラエルの裔等、皆その居りし處より起ち上りて、バールタマ

ルと云える處に戦列を布きぬ。邑の周圍に在りし伏兵もまた、次第に姿を現し

三四邑の西方より攻め寄せ始めたり。また他に、全イスラエルより精選りし一萬

人も、邑の住民に戦鬪を挑みけるが、ベンヤミンの裔等との戦鬪正に鬪闘となり

しかども、彼等かれらは諸方より己おのが身みに、滅亡ほろびの迫り来るを知らざりき。<sup>三五</sup>主しゆ、乃

ちイスラエルの裔等こらの眼前にて、彼等かれらを擊破うちやぶり給たまいしかば、彼等かれらはその日相手ひあいて方かたの二萬五千一百人じんを殺せり、之これは皆軍人みないくさびとにして劍つるぎを拔ぬく者ものども共からなりき。<sup>15)</sup>

<sup>三六</sup>つ

いにベンヤミンの裔等こらは、己おのが敗色まけいろを見るに及んで、逃にげ始めたり。イスラエ

ルの裔等こらは之これを見て、彼等かれらに遁のがる隙すきを與え、邑まちの邊ほりに伏せ置おきし用意よういの兵へいの

所ところに至いたらしめるに、<sup>三七</sup>伏兵ふくへい俄にわかにその隱場かくれはより起おこりて、ベンヤミンが勝誇かちほこれ

る者ものに背せを向むくる間に、市まちに押し入り、劍つるぎの刃はにかけて之これを打滅うちほろぼせり。<sup>三八</sup>さ

てイスラエルの裔等こらは、伏せ置おきたる人々ひとぐみに、邑まちを取りし後のちは、火ひを放はなちて煙けむりを空そら高く上あらしめ、以もつて邑まちを占領せんりょうせることを示すべしとの合圖あいかを、豫あらかじめ與え

置おきたり。<sup>三九</sup>さればイスラエルの裔等こらは戰爭たたかいを交まわながらも、望のぞみ見みしが、

(蓋そはベンヤミンの裔等こら、彼等かれらが遁走にげはしると思おもいて、激しく之これを追おい、その軍兵ぐんびょう

三十人じんばかりを屠ほふりたればなり。)<sup>四〇</sup>煙けむりが柱はしらの如ことく市まちより立たち上のぼるを認め、また

ベンヤミンも後うしろを振き向むかきて、市まちが占領せんりょうせられ、焰ほのおの空そら高く上あれるに氣づきし時とき

四一

四二 最初逃ぐるが如く見せかけたりし人々、その面を轉らして頑強に抵抗しかば、ベンヤミンの裔等之を見るや、逃走に轉じ、四三荒野の道に向かい始めたるに、敵は其處までも之を追い駆け、剩え、邑を焚きし者共も之に向かい來り、

四三 かくて彼等、敵に双方より抜み討たれて、その殺戮は息むことなかりき。彼等はガバ一市の東方において殲れ、且滅ぼされしなり。

四四 因にその處において殺されし者は一萬八千人にして、いすれも皆武勇勝れし戰士なりき。四五ベンヤ

ミンの生残れる人々、之を見るや荒野に遁れ、レンモン<sup>16)</sup>と稱ばるる岩に至り

ぬ。この敗走の間にも、彼等迷いて諸所方々に赴きしが、また五千人打殺されぬ。しかしてなおも落ち行く者共を人々追い駆けて、他にまた二千人を殺せり。

四六 されば、ベンヤミンの諸所に於いて殺されし者は、合せて二萬五千人に上りしが、是いすれも武勇勝れし軍人なりき。四七 しかしてベンヤミンの全員中、生き残りたるは、僅かに免れて荒野に遁るを得し六百人にして、彼等はレ

ンモンの岩に、四箇月の間留まれり。<sup>17)</sup> 四八さてイスラエルの裔等は、歸り行き、

<sup>16)</sup> ベテルの東

古名を保持している

<sup>17)</sup> この邊には大きな洞穴がある

て邑の生き残れる者をば、人をも畜をも剣もて討ち取り、ベンヤミンの邑々村々を悉く猛火もて焼き盡しぬ。<sup>18)</sup>

## 第二十一章

ベンヤミンの絶滅を防がんとてその生き残れる六百人に妻を與う。

一曾てイスラエルの裔等、マスファにおいて誓いて曰く、「我等は誰も己が娘の中よりベンヤミンの裔等に妻として與うことあらじ。」と。ニさる程に彼等皆シロなる天主の家に至り、その御眼前に夕暮まで坐し、聲を擧げて大いに泣き悲しみ始めつつ云いけるは、三「主イスラエルの天主よ、汝の民の間にかかる不幸起りて、今日我等の中より、一つの族の除かるるに至りしは何故ぞや。」と。四彼等乃ち次の日早く起きて祭壇を築き其處において燔祭と和祭の犠牲とを獻げ、さて云いけるは、五「イスラエルの諸族の中、誰か主の御軍に加わりて上らざりしものあらん。蓋は彼等マスファに在りし時、大いなる誓を立てて、來らざる者は殺さるべしと約したればなり。」と。六しかしてイスラエル

<sup>18)</sup>ベンヤミン族はみな惡事を働いた者を庇つたために、その罪に對する責任を分つことになり、罰せられた。いわゆる「他人の罪に組すること」に關する聖會の教を思ひ合せよ。

の裔等、その兄弟なるベンヤミンを思ひ、悲哀に驅られて云い出でけるは、

第二十

「イスラエルより、一つの族除かれたり。我等は皆相共に、我等の娘を彼等

に與えざるべしと誓いたれば、彼等は何處より妻を娶るべきぞ。」と。八是にお

いて彼等云いけるは、「イスラエルの諸族の中、マスファなる主の御許に上ら

さりし者は誰ぞや。」と。然るに視よ、ヤベス・ガラードの住民のその御軍に

加わらざりしこと知られたり。(また人々がシロに居りしその時にも、視れば

彼等は一人だに其處に居らざりき。)一。よりて彼等、武勇勝れし人々一萬を遣

し、之に命じて云いけるは、「往きてヤベス・ガラードの住民を、その妻子も

ろとも剣の刃にかけて討取れ。二。但し汝等の守るべき事は是なり、男性、及び

男を知れる女は、悉く之を殺すべし、されど處女は之を生かしあくべし。」と。一

三。然るにヤベス・ガラードよりは、男の臥床を知らざる處女、四百人見出され

しかば、彼等之をカナアンの地なるシロの陣營に引き來れり。三次いで彼等は

レンモンの岩に居るベンヤミンの裔等の許に使者を遣し、己等の穩かに彼等を

第一章  
民三

一・一

八。一

九

二

三

一四

迎うべきことを之に命じぬ。一四ベンヤミンの裔等乃ちその時に歸參し、ヤベス・ガラードの娘等を妻として與えられたり。されど同様に與うべき他の者は、彼等之を見出さざりき。一五さればイスラエルは舉りて太く悲しみ、イスラエルより一族を滅ぼしたこと悔めり。一六時に長老等云いけるは、「妻を迎えるに残餘の者に就きては、我等如何にかすべき。ベンヤミンの女は皆死に絶えたれば、一七我等はイスラエルより一族の滅びざるよう、大いに注意し、力を盡して計らわざるべからず。一八蓋し我等は誓と呪咀とを以て約束し、『己が娘等の中よりベンヤミンに妻を與うる者は呪われよかし。』と云いたれば、我等の娘を彼等に與うる能はず。」と。一九彼等乃ち相謀りて云いけるは、「ベテルの邑の北、ベテルよりシケムに至る道の東、レボナの邑<sup>2)</sup>の南に位するシロには、視よ、例年の主の祭典あり。」と。二〇次いで彼等、ベンヤミンの裔等に命じて云いけるは、「汝等行きて葡萄畠に隠れ、ニシロの娘等が慣例に従い舞わんとて出で来るを見ば、俄に葡萄畠より出で、各自その中より己が妻を執りて、ベン

2) シロ  
から北  
東へ行  
程一時  
間の所  
にあり

ヤミンの地に行け。二三もしその父兄來りて汝等の非を鳴らし、詰り始めなば、我等之に云わん、『彼等を憐め、蓋し彼等は戦争に勝てる権利<sup>3)</sup>によりて女等を引き行きしに非す、彼等が之を請い受けんとしたるに、汝等興えざりしにて、罪は汝等の側にあるなり。』と。』茲においてベンヤミンの裔等、命ぜられたる如くに爲し、その人數に従いて、舞える者の中より各自妻を引き行きて己が領地に入り呂々を建てて其處に住みたり。二四かくてイスラエルの裔等族毎に、家毎に、それぞれ己が天幕に歸り行きぬ。その頃はイスラエルに王あらずして、人各自、己の正しと思う所を行いしなり。』

3) 戰勝権といふ語は暗にヤベスとの戦をさしている。ベンヤミンはこれによつて婦女子を得ることになった。一<sup>4)</sup>彼らは不幸である。汝らは誓約に妨げられて、己が娘を彼らに與えることができなかつた。一<sup>5)</sup>筆者はその記事を終るに當つて、上記のような憎むべきことは、王権によつて保證されるような、秩序ある國政の下においてなら、決して行われなかつたであらうと断じている。